

◎議 事 日 程（第3号）

平成21年9月10日（木曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（29名）

1番	大 島 一 郎 君	2番	前 田 芙 美 子 君
3番	鷺 野 聰 明 君	5番	日 永 貴 章 君
6番	吉 川 三 津 子 君	7番	榎 本 雅 夫 君
8番	岩 間 泰 彦 君	9番	田 中 秀 彦 君
10番	村 上 守 国 君	11番	真 野 和 久 君
12番	鬼 頭 勝 治 君	13番	八 木 一 君
14番	近 藤 健 一 君	15番	小 沢 照 子 君
16番	後 藤 和 巳 君	17番	堀 田 清 君
18番	加 藤 和 之 君	19番	古 江 寛 昭 君
20番	大 島 功 君	21番	大 宮 吉 満 君
22番	永 井 千 年 君	23番	黒 田 国 昭 君
24番	中 村 文 子 君	25番	加 藤 敏 彦 君
26番	加 賀 博 君	27番	宮 本 和 子 君
28番	佐 藤 勇 君	29番	太 田 芳 郎 君
30番	柴 田 義 継 君		

◎欠 席 議 員（なし）

◎欠 番（1名）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	副 市 長	山 田 信 行 君
教 育 長	五 富 利 清 彦 君	会 計 管 理 者	伊 藤 忠 俊 君
総 務 部 長	水 谷 洋 治 君	企 画 部 長	石 原 光 君
収 納 担 当 部 長	水 谷 正 君	教 育 部 長	藤 松 岳 文 君
経 済 建 設 部 長	篠 田 義 房 君	上 下 水 道 部 長	飯 田 十 志 博 君
市 民 生 活 部 長	加 藤 久 夫 君	福 祉 部 長	加 賀 和 彦 君
消 防 長	水 野 仁 司 君	学 校 教 育 課 長	山 田 喜 久 男 君

学校給食課長 小澤直樹君

経済課長 大島静雄君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 服部秀三

議事課長 伊藤浩幹

書記 田尾武広

午前10時00分 開議

○議長（加賀 博君）

定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（加賀 博君）

日程第1・一般質問を行います。

一般質問は、通告順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、通告順位1番の10番・村上守国議員の質問を許可いたします。

○10番（村上守国君）

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、公共施設周辺の違法駐車をなくせと、地域活動に備品貸出制度の策定について、大項目2点一般質問をさせていただきます。

政策に取り組み、政策に生きるべき子ども議員にとって、一般質問は大所高所からの政策を建設的立場で議論すべきであって、特定地区の道路整備などを要望するためのものは、一般質問として適当でないとは認識いたしておりますが、今回一般質問をさせていただきますのは、鯛江町地内に市が設置いたしました公共施設周辺の違法駐車問題であります。

この違法駐車に対しては、数年前から口頭により事務局へ、また本年7月には施設が所在する大野町・鯛江町総代連名で市長さんに陳情書が提出されました。子ども議員の任期も残り少なくなりました。相談を受けている議員といたしまして、地域住民からの陳情について何らかの市の政策方針を確認したいと思っておりますので、今回の一般質問に対して各議員の御理解をいただきたいと存じます。

鯛江町地内に市道3159号線を挟んで、永和地区防災コミュニティセンターと永和児童館及び永和保育園の3施設が固まっております。各施設の業催事開催に際しては、来庁される方々の駐車場探しに苦勞されているのが現状であります。特に貸出館業務を主としている防災センターは32台の駐車場を他の施設と共有しており、非常に狭く、多くの駐車できない車両は、市道に違反駐車をせざるを得ない状態であります。このように、違法駐車で片側を占有されている市道3159線は、通学道路であり、また県道大藤永和停車場線を結ぶ重要な生活道路でありますので、早急に住民の不安を解消するとともに、児童、住民が安心して通行できる対策が必要であると周辺住民は強く願っております。なお、市道3159号線の道幅は、私がかかりましたところ4メートル10センチで、普通車の幅は1メートル80から2メートルでありますので、用地が3.5メートル以上ないのでありますから、道路交通法第45条に定める、駐車を禁止する場所とは認識しております。

1点目の質問であります。施設周辺には農地が点在し、駐車場の拡張も一つの案でありま

す。施設管理者が違法駐車の原因をつくっており、また道路管理者は違法駐車を放置し、長年、何ら改善しようとする姿勢が見受けられません。犠牲者は、地域住民であります。愛西市民の生活を守るべき行政責任者及び施設管理者、また道路管理者である市長は、現状をどのように認識し、どのような解決策を考えておられるのか、お尋ねをいたします。

2点目の質問であります、公共施設周辺の住民の方々は、違法駐車以外にも騒音、ごみの放棄等々で市民に常日ごろ不快感を与え、悩みの多い地域もあろうかと思えます。実態を行政はどこまで把握しているのか、一度、総代会等に提案して、総点検をするつもりはないのか、お尋ねをいたします。

次に、地域活動に備品貸出制度の策定について一般質問をいたします。

愛西市は、生涯学習におけるまちづくりが従来から盛んに行われており、各区自治会では、積極的に地域づくり活動が行われております。みずからが住む地域の活性化に資する活動や、環境美化、道路、水路の維持、資源回収、緑化推進活動などの自主活動を地区の年間事業として実施いたしておりますが、昨今では自主活動する上において、車両を初め、道具類の確保に非常に困難を来し、地域社会活動に支障が生じております。

そこで、愛西市における地域社会活動に対して支援を行うため、市が所有する備品を貸し出す方策は考えられないのか、一般質問を行います。

1点目の質問であります、市民と行政が協働のまちづくりを推進する我が愛西市は、地域の自主活動を支援するため、軽トラック、草刈り機等々、各種備品の貸し出しを制度化する考えはないのか、お尋ねをいたします。

2点目の質問であります、市の所有する備品を貸し出すことについては、例えば、一つ、貸し出し備品の選定、一つ、貸出対象者はだれにするのか、一つ、貸し出しの対象となる活動は何か、一つ、事故処理及び損害賠償等々貸し出す条件等を詳細に規則で定める必要があります。

私は、備品の有効活用を含めて、この貸出制度が発足できるなら、地域住民に大変喜ばれ、また、行政が担うべき業務を地域が一部担うこととなります。例えば、貸出備品に公用車及び一般備品でどのような備品を貸し出すことができるか、お尋ねをいたします。

あとは自席でお尋ねいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは道路管理の担当部局方の立場でお答えをさせていただきます。

道路管理者として、現状の把握と解決策をどのように考えているかとの御質問でございましたけれども、私ども担当部局といたしましては、各施設の詳細な行事の関係については把握をいたしておりません。今日まで、そういった行事の現況等の関係で苦情をいただいたような記録もございませんので、今回そういった要望書が出されて、そうした状況があるのかというようなことを知った次第であります。現地の方も確認をしてみました。駐車対策の啓蒙看板につきましては、警察の方からと愛西市の方からと、もう既に周知の看板が立ててございます。今後につきましては、各施設の方へ行事等の際に道路上に駐車をしないよう御配慮いただくと

いう旨、もう既にお話しをさせていただいております。よろしく願いをいたします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、私の方からは施設の立場からお答えをさせていただきます。

御指摘にもありましたように、永和保育園、永和児童館等ありまして、各種行事を開催させていただいておるわけですが、そういった行事を私どもとしては計画をするに当たりまして、隣接施設、コミュニティーの状況ですとか、児童館の行事の状況、そういったことを常に連絡を取り合ひまして、重ならないような工夫をいたしまして、各施設の駐車場を借りて、路上駐車をできるだけ少なくするように努めているところでございます。

永和保育園を例にとりまして、具体的に少しお話しをさせていただこうかなあというふうに思っております。

まず永和保育園の主な年間の行事でございますが、4月に入園式、そして保育参観、保護者会、3歳、4歳、5歳の関係の保護者会が持たれます。それから7月には七夕会がございまして、10月には運動回、それから10月から11月にかけてまして試食会を開催いたしております。2月に保育参観、それから発表会、3月に卒園式。主な行事は、こういった事業を計画させていただいております。それぞれの行事についての対応、ことしの対応についてお話しをさせていただきたいと思っております。

入園式、ことしは4月1日に行いました。時間は10時から11時半までの1時間半でございます。この日は、防災コミュニティーの一般利用も少なく、職員の駐車場もできるだけ縦列で詰め込むというようなことで対応させていただきまして、路上駐車はなかった状況でございます。仮に防災コミュニティーの利用がある場合、この入園式については園庭の利用も可能でございますので、特に園庭を使って行事をするということはありませんので、園庭を利用して、今後も路上駐車はなくなるものというふうに考えております。

それから、4月24日に保育参観、保護者会を実施いたしました。9時半から11時半でございます。対象は幼児組でございまして、こちらにつきましても職員の駐車場を縦列で対応したりいたしまして、周辺の駐車場で対応をさせていただいております。このときも路上駐車はなしということでありまして。

それから、七夕会が7月7日に行われました。こちらも9時半から11時半でございますが、対象は幼児組でありまして、こちら職員等の駐車場等を集約し、周辺の駐車場で対応させていただいております。こちら路上駐車はありませんでした。ただ、終わりがけに2台ばかり路上でとまっていたということですのですけれども、これは、ほかのところへ見えた方がそこにとめられておったということで、保育園の行事とは関係ない方の駐車でございます。

それから、今後のことでございますが、運動会が10月に開催をされます。こちらにつきましては、未就園児、保育園へ上がる前の子供さんの参加ですとか、祖父母の参加もございまして、相当車が来るかと思っております。そういったことで、今現在、付近の、例えばお宮さんの空き地ですとか、永和農協の周辺に空き地がございまして、そういったところに今お願いをしながら、できるだけ路上駐車がないようにということで配慮するつもりをしております。これは

9時から12時半の予定でございます。

それから、10月から11月にかけて試食会を開催いたします。これは1度に開催するのではなくて、学年ごとに分けて、できるだけ分散をして、また職員の駐車場も集約すると、そういったことで考えておまして、こちらの方も路上駐車がなくなる予定をいたしております。

それから、2月に保育参観、生活発表を予定しておりますが、こちらは9時から12時半の予定でございます。乳児と幼児に分けて実施をいたしまして、こちらは園庭を利用する行事ではございませんので、園庭を駐車場に開放して開催する予定をいたしております。これも路上駐車はなくなるというふうに考えております。

それから卒園式、これは3月でございますが、時間にいたしまして10時から11時半でございますが、卒園児は大体35名から40名でありまして、園児が全部来るという、保護者も全部来るというわけではございませんので、来園する方も少ないですし、職員の駐車場も集約するということで対応はできるのではないかなあというふうに考えております。

そういうことで、申し上げましたように、もし多い場合は近隣のお宮さんですとか、いろんなどころを借りたりしまして、できるだけ路上駐車のないようにしていきたいというふうに思っております。福祉部は以上でございます。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

私からは、行政としてどのように把握をしているかという関係でお答えをさせていただきます。

先ほどもありましたように、施設につきましては、駐車場というのは確保しておりますけれども、施設ごとに駐車スペースの相違はございます。それで、施設で行事を催す際におきましては、多数の参加が見込まれる場合については、隣接の公共施設等の日程調整を行って、行事を重複しないよう努めておるのが現状でございます。それで、周辺に公共施設がある場合におきましては、その施設の相互利用ということでお互いに話し合いまして、駐車場として案内をしましたり、また職員の車を一時的に移動させたりして対応しているというのが現状でございます。

次に小中学校の関係でございますけれども、運動会以外におきましては、必要に応じまして運動場を駐車場に充てまして、路上駐車をしないよう努めております。しかし、運動会におきましては、お休みに開催するということもございまして、保護者の方、また地域の方もたくさんお見えになることが予想されます。駐車場不足というのが見込まれる学校におきましては、児童・生徒を通じまして、徒歩とか自転車での来校を呼びかけるとともに、自家用車の御父兄におきましては、違法駐車をしないよう呼びかけてございます。そういう中で一時的ではございますけれども、運動会においては市内全校で運動会が行われているわけでございますけれども、一時的に路上にとめてあることはありますけれども、常時ということはないように把握しております。また運動会におきましては、交通安全の役員さんの御協力を得まして、違法駐車の防止に努めてみえる学校もあることは、私ども承知をいたしております。

次に、総代会に提案をして、そのことについての総点検についてのお尋ねでございますけれ

ども、各施設によりまして駐車場の大きい、小さいというようなことで差異がございます。そういうようなことを考えますと、総代会への提案というのは考えていないというのが現状でございます。各施設の方に対しては、違法駐車というのはいいことではございませんので、そういうようなことについては改めて確認をさせていただきたいと存じます。

次に地域活動に対しての備品の貸し出しの関係でございますけれども、議員が申されておりますように、各地域におきましては自治会とか町内会、またコミュニティー組織とか自主防災会等で各種自主活動を行っていただいておりますことについては大変感謝を申し上げておるところでございます。その中で備品の貸し出しについてのお尋ねでございますけれども、愛西市の財産の交換、譲渡、無償貸し付け等に関する条例というのも整備がなされておりました、今日までも、この規定によりまして個人がお持ちでないもの、特殊性なものです、そういうようなものにおいては、地域からそのような依頼があったときには、その都度確認をさせていただきまして、公共性がある場合にはお貸ししております。今後の体制でございますけれども、このような体制で進めてまいりたいということで考えておりますので、規則とか制度化というようなところには、まだまだ思っていないというのが現状でございます。私からは以上です。

#### ○10番（村上守国君）

では、再質問等々をさせていただくわけでございますけど、再質問をさせていただきます前に、市長さんのお考えをちょっとお尋ねをするわけでございますけど、これは私が最初の質問者でありますので、今後のこともありますので、少し確認をさせていただきたいと思っております。

一般質問に対する事前通告につきましては、私も議会会議規則第61条第2項ですか、その定めによりまして通告をしているわけでございます。今回私が通告いたしました公共施設周辺の違法駐車問題に関する質問につきましては、地域にとりまして重大な問題でございますので、私は、答弁者は施設管理者及び道路管理者である市長職に指名させていただいておりますので、なぜ市長が答弁されないのか、理由をちょっと最初にお聞かせいただきたいと思います。

#### ○市長（八木忠男君）

おはようございます。

村上議員の質問にお答えをいたします。

その前に、目の手術の加減で、眼鏡を外したり、はめたり、黒っぽい眼鏡をはめたり、そんな状況があり、見苦しいところがあるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

ただいま御指摘をいただきました、市長が答弁ということでもありますけれども、これは今までも市長という指名などをいただいておりますし、その折々でも私初め、担当それぞれが答弁をさせていただく中で、だれが答弁をしても市の答弁ということでもありますし、そうした考え方でおりまして、今、内容につきましては建設部長、福祉部長、そして総務部長が細かい内容を説明させていただきました。そして市の考え方も述べさせていただいたところであります。まさに私がということで、今の規則の中でどうしても市長がせよという皆さんの御意見であるならば私がさせていただきますけれども、まさに他の件につきましても、今までもそうでありましたので、御理解がいただけたらなああと、そんなことを思っているところであります。そし

て、この駐車場の施設責任者という御指摘であります。まさにこの駐車場の件につきましても、過去にも御質問をいただいたことがあるわけでございまして、その折にも、いろんなまだ整備もしていく段階の中で、それぞれの地域の公共施設の周りは、議員の皆さん方が御承知のとおりでありますし、そんなに平素、平常時に御迷惑をかけ、駐車をしている状況があるということでもありますれば、そこは集中的に今後に対応させていただきますけれども、現段階、運動会とか、いろんな発表会などなどの折には、保育園、小中学校、県の養護学校の周りもすべてそうであります。そうした状況であることも地元の皆さんにも御理解をいただきながら、また、そうした保護者の皆さんにもでき得るなら徒歩でということは平素から伝えてあるわけでございます。児童・生徒はそのような通学をしているわけでもありますので、そのこともあわせてお願いをしながら、事故のない、そんな対応もしていかなければいけませんけれども、現段階の私どものそうした環境の施設につきましては、申し上げましたような状況でありますので、これからも今般聞きました状況も点検をさせていただきますながら対応してまいりたいと思っております。鯛江のあたりを3度ほど通らせていただきました、通告をいただいてから。その後もそのような状況は、私が通らせていただいた時点でありますけれども、なかったように判断しております。今後とも、本当に危険であるという状況を十二分に踏まえて、また対応してまいりたいと思っております。

#### ○10番（村上守国君）

今、なぜそのような質問をさせていただいたかというのは、これは要するに会議規則に基づいて運営され、手続がなされておると。また、様式も定まっておるとのことでございますので、私に限りましては、その通告書の様式に基づきまして、厳格に判断して、事前通告をさせていただいておりますので、もしそうでない市長の委任を受けられた担当部長さん等々が臨機応変に御答弁されるということにつきましては、それはそれでよろしいかと思っておりますが、ただ私は規定に基づいて言っているわけでございますので、私は若干事前通告の質問の内容そのものにつきまして回答が離れておりましたので、そういうことをお尋ねしたわけでございますので、一度これにつきましては事務局の方で検討をしていただきますようお願いいたします。

では、再質問を大項目ごとにさせていただきます。

まず最初に、公共施設周辺の違法駐車をなくせという関連でございますが、一つ目でございますが、防災センター周辺の違法駐車については、以前から頻繁に行われておったんだけど、行政として何ら把握していなかったんだというような受け取り方をしたわけでございます。しかも、過去の苦情は何も知らない。たまたま陳情書が出されたから初めて知ったんだというふうに私はとったわけでございます。それで、例えば愛西市の危機管理というのはちょっと大げさでございますが、例えば市民から総務課の方へ苦情があった場合、担当者を上司に報告して町内関係者に連絡して、その後関係者と協議の上、苦情処理に当たるのが本来の事務処理だと思います。何よりも市民の申し出を関係者が共有することが大切かと思っております。それで、現在の組織上のシステムはどうなっているのかということをお尋ねいたします。

二つ目でございますが、この3施設とも業務内容から判断すれば、設置当初から駐車場が足

らないということは十分わかっておるわけでございます。ですから、施設管理者は施設の運営について、あらゆることを想定しながら運営に当たるとするのは当然のことでございます。ですから地域住民の日常生活を脅かすような施設管理であってはいけないと思いますが、先ほど管理者の考え方をお聞きいたしました、例えば市道に全く車を止めないというような考え方で我々は認識しておっているのか、再度ひとつお願いをしたいと思います。

それから三つ目でございますが、先ほど私は一般質問の中で、防災センターの駐車場は3施設共有と申し上げましたが、実態はそうではないんですね。防災センターが利用されていないときは施錠されておりまして、たまたま9月2日の日だったと思いますが、施錠され、防災センターの駐車場は全く空き地であり、その道路上に一斉に車が止められておりました。これは、保育園にお見えになったのか、どこへお見えになった方かは知りませんが、要は各施設の管理実体は私はわかりませんが、防災センターの駐車場は絶えず利用できるように見直しをしていただくことはできないでしょうか。ですから、若干管理の面に支障を来すかもしれませんが、絶えず朝8時から夜5時まで一般の方を含めて利用できるような、施錠しないような、そういう管理方法ができないのか、一度お尋ねをするわけでございます。

それから4点目の関係でございますが、迷惑駐車、違反駐車等々については、各地区内で、我々の立場としてはなくすために警察署等々にも相談したり、常日ごろ努力しているわけでございますけど、たまたま永和保育園の場合、定員が150名でございます。ですから、車社会の中で専用駐車場がゼロに近い状態でありますので、今後迷惑駐車をなくすということは、絶対にあり得ないような感じがするのは、よほど改善をしないと私はいけないと思います。例えば、永和保育園の近くに私立幼稚園というのがございます。ここは定員が二百何人ですか。この幼稚園の場合は、他の場所に駐車場を確保いたしまして、借り上げバスで駐車場と幼稚園の間をピストン輸送しておるわけですね。幼稚園の園舎の前には警備員を3人常時張りつけて、絶対駐車をさせないような管理実態を私立の幼稚園はされておられるわけでございます。ですから、施設を運営しておられますのは公の団体でございます。要するに行政団体でございますね。ですから、一方では交通安全を指導しながら、車を駐車させてはいかんとか、物を置いてはいかんとかというような指導をしておるような役所が、逆に道路上に車を止めさせておる原因をつくっておるといって自体が私は非常に歯がゆいわけでございますけど、そういう点について何かいい方法はないのか、ひとつお願いをしたいと思います。これが1点目でございます。

それから、2点目の地域活動に備品を貸し出す制度の策定についての関係でございますけど、これは備品を地域社会活動に支援するために貸し出すことができないというような答弁を今聞いたわけでございます。私は、想定外の回答でありましたので、大変がっかりしているわけでございます。例えば私以外の議員各位におかれましても、地域で盛んに指導的な立場におられますので、こういうような地域活動におきましては、例えばこういうような備品等々が利用させていただければ私は本当にいいかなあというような感じがするわけでございます。それをノーだというような回答をお聞きしまして非常にショックを受けているわけでございますけど、私は今後ますます行政と地域が協働で特に環境整備を中心とした新しいまちづくりをしなけれ

ばならない時代に、なぜ備品を貸し出す制度が考えられないのか、その理由、ネックを御説明  
いただきたいと思います。

それから2点目でございますが、私は何事も行政運営は幅広い協力と実践が大切かと思いま  
す。新しいまちづくりは、行政のかけ声だけでは市民はついて来ません。今後の行政運営に、  
私ども地域の役割分担はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

以上、とりあえず再質問を申し上げました。

#### ○副市長（山田信行君）

それでは、まず最初の駐車場対策の関係につきまして、私から答弁をさせていただきます。

まず危機管理対策をどうしているかということでございますが、例えば防災関係とか、また  
新型インフルエンザ対策、こういったものは安全対策課で対応いたしておりますし、また、こ  
れからそれぞれどのような発生原因ができるかもしれませんけれども、そういったものは発生  
原因となっている担当課を事務局といたしまして、関係する課を集めた対策本部を設けて対応  
していきたい。そういったものが基本的な考えでございます。

そして今回の要望書が地元総代さんから出されておる関係につきましては、7月21日の日に  
私の方へ要望書をいただきまして、内部でよく現地調査、状況などを把握いたしまして、総代  
さんには7月30日にきちんと御説明やら、お答えをしまりました。そういうことで、理想  
的には迷惑駐車は排除しなければなりませんけれども、例えば年に数回しかないような運動会  
などに対して、その駐車場すべてを確保するというようなことは、理想ではあってもなかなか  
現実問題といたしまして用地の確保はできません。しかし、最大限のやりくり的な場所の確保、  
そういったものには最大限これからも努力をしていきたいと思っております。

なお、御指摘をいただきました永和防災コミュニティセンターの駐車場が供用されておらな  
いのではないかとということでございます。そういった状況が昨年にはあったかもしれません。  
それ以来、議員からもたびたび指摘が来ておるが、何年にわたって放置されているというよ  
うなことがございました。ですから、昨年あたりから御指摘いただいたときに、私どもは先ほど  
福祉部長が申しあげましたように、きちんとした対応をしてきておって、最近では目に余るよ  
うな路上駐車はないものと思っておりますし、先般の衆議院議員選挙もあそこが投票所になっ  
ておりましたが、そういった状況は見受けられませんでしたし、投票に来られた方から駐車場  
に対しての苦情も承っておらないということで、気がつくことはすべて対応してまいりたいと、  
そのように考えております。

また、とみよし幼稚園の関係が引き合いに出されましたけれども、この幼稚園は私どもから  
言えば団地の一角にあるという特殊な条件からいっても、そういった対応をなされるのは望ま  
しいことだと思っておりますが、私どもの永和保育園だとか、そういった関係については、今  
後もきちんとした対応をしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと存じま  
す。以上でございます。

#### ○企画部長（石原 光君）

コミュニティセンターの関係で、駐車場を一応施錠してあるんだけれども、一応開放したら

どうだという御質問でございます。そこで、先ほどそれぞれ市長初め担当部長がお答えをしておりますように、ただ永和地区の防災コミュニティセンターの利用状況についても、私ども企画課の方では把握をしているつもりです。そこで、コミュニティセンターを使う使用行事ですね、中には100名を越すような行事も中にはあるんです。その辺をちょっとお聞きしましたところ、当然そういった行事がある中で、利用者の方というのはすべてではありませんけれども、やっぱり近所の方が多いそうです。当然ながら自転車で来られたり、あるいは乗り合いで来られたり、そういったような利用者の方もいろいろ配慮されているということはお聞きしております。それだけは御理解をいただきたいと思います。そんな状況の中で、一応施錠をなくして絶えず使えるようにしたらどうだという御質問でございますけれども、御案内のとおり今愛西市には9館のコミュニティセンターがあります。それぞれのセンターが一応駐車場の入り口、館に入る入り口というのは施錠がされております。そんなような状況の中で、もしそれを議員がおっしゃるような形で常時使わせるような形になりますと、当然安全面とか管理面で不都合が生じてまいります。そんなような状況を考えれば、先ほどいろんな対策はこれから講じていかなければならないと考えておりますけれども、現行のコミュニティセンターの管理の状況の中で進めていきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

次に、備品を貸せられない理由は何ですかというお尋ねだったと思いますけれども、私ども、先ほどの答弁でも申し上げさせていただきましたように、個人が所有するまでもなく、特殊なものというようなことで私は申し上げました。そういうものについては現在もお貸しをしておりますし、今後もやっていきたいとそんなようなことで考えておるわけです。それで、その特殊なものはどんなものかということでもちょっと述べさせていただきますと、例えば、交通安全の警棒ですね、それから腕章、トラサク、あとは側溝のふた上げ機、またはふた上げ機等を使われる場合にカラーコーン等も求められる場合がございますので、そういうようなものについてはお貸しをいたしますけれども、議員が申されておりますように、トラックとか草刈り機、かま等におきましては、各家庭でもお持ちの方もあるわけでございますので、そういうような方については、地域の方の御協力をお願いしたいということでございます。

次に役割分担でございますけれども、お互いに管理者というのがありますけれども、すべてが管理者だけでは賄えていないというのが中にはあると思います。そういうような中で、お互いに地域の方々にも御協力をいただきながら進めてまいりたいと、またお願いしたいと、そういうことを思っておる次第でございます。以上です。

#### ○10番（村上守国君）

富吉地区、要するに鰯江の3施設の周辺の駐車問題等々については、私は別に過大に皆様方をお願いをしているわけじゃございません。ですから、たまたま原因は保育園の来庁者の方があるような状態になっているのか、それは僕自身もわかりませんが、要は一つの解決策としては、先ほど申し上げましたような、例えば防災センターの駐車場32台分を常時開けておくと。それに対しては管理上支障があるから困るんだというような言い方をされておられますけど、

例えば地域住民から見れば、これはたまったもんじゃないですよ、本来は駐車に利用すべき駐車場が閉鎖されて、その前に車がとまっておるといような状態であると、これはどこへ意見を申し上げ、改善を願うのかというのは、私自身も今の回答を聞いておりますとわかりません。ですから、そこをもっと自分たちのガードばかりかたくして、安全に住民の方が日常生活できるような、そういう形態をつくるべきなのが皆さんの仕事のような気がいたします。もう一度確認をさせていただきます。

それと、危機管理の関係等々については、先ほど副市長さんが申されました。要するに一課で対応しきれず、当然関係者に何らかの形で連絡し、協議をするといような形でございますけど、これは一つ、例えば文書にて陳情した場合に初めて動いていただけるのか、あるいは口頭によって願い出た場合には、それはだめですよとか、そういういろんな問題があるんですけど、私は、口頭であろうが文書であろうが、それは地域住民からの申し出が的確であれば、即動いていただきたいと私は思っております。ですから、例えば3施設周辺の駐車問題等々については、これは今さら始まったことじゃないんですね。ですから、私が今回こういう質問をさせていただいたのは、余りにも行政側の動きがおそいから質問したわけですね。ですから、地域住民の総代さんたちも、もう2期にわたって悩んでおられるわけでございますので、一つの要望として速やかに時代に合った動き方をしていただきたいと思えます。

それと、福祉部長さん、恐れ入りますけど、保育園の担当といたしまして、ゼロにするといのは不可能かと思えますけど、例えば、僕は今回の10月7日ですか、運動会があるわけでございますけど、要は周知徹底するといのは口で言うのは簡単でございますけど、事前に例えば100台分の駐車場をどこかよそに確保するよな手だて等々を早目早目にとっていただいて、安全をしていただきたいと思えます。

それからもう一つ、経済建設部長さんにちょっと確認をさせていただきたいと思えますが、いわゆる市道3159号線は、道路交通法に定まっております、いわゆる第45条、駐車してはいけないよな市道に該当するののか、該当しないののか、確かに付近には警察の定めている駐車禁止看板というのはありません。ただ、道路交通法によっては右側の道幅が3.5メートル以上ないとだめだとか、あるいは、例えば8時間、あるいは12時間等々、よそに駐車をしてはいけないとか、そういうよな基準が定まっておるわけでございますけど、あそこの3159号線といのは、道路として駐車をしていいののか、あるいは駐車をしてはいけないののか、私のはかった限りでは駐車を禁止する場所といふふうに理解しておりますが、もう一度ちょっと教えていただきたいと思えます。

#### ○副市長（山田信行君）

それでは、まず最初の苦情への対応でございますけれども、市民の皆様方からの苦情だとか要望、そういったものが口頭であれ文書であれ、私どもは真摯にきちんと受け付けまして、担当課で対応を図っていきたくと思っております。そしてまた、平常時公共施設にふれあい箱を設けておりますが、こういったところへなされましたいろいろな御意見、要望、そういったものも決裁を受けた上で担当課がしかるべき対応をしてきておるところでございます、今後と

もそういった姿勢についてはスムーズに対応していきたい、そういった心構えでやっていきたいと思っております。以上でございます。

#### ○企画部長（石原 光君）

再質問の関係で、一応駐車場の関係ですけれども、御理解をいただきたいのは、きょう現在まで頭ごなしにとめませんという対応はとっておりません。児童館にしても、幼稚園にしても、それぞれの行事がありますので、行事的なものを調整した中で必要があれば当然コミュニティセンターの方も施錠してある駐車場を開けておりますので、そういった行事があるときには当然調整はとりますので、そういった調整もとっておる中で一応対応をしておりますし、今後もしそういうような考え方で一応進めたいというふうに考えております。

#### ○10番（村上守国君）

ちょっと時間がなくなりましたので、今お2人の方にお答えをいただくような質問をさせていただきましたが、その前に違った角度で質問をさせていただくわけでございます。

備品をよそに貸し出すことにつきましては、先ほど申されましたように個人所有で貸付規定がどうのこうのということは、それは、貸出規定を改正すればいいわけでございますけど、要は、もう少し各地域のボランティアをやってみえる方、それからいろいろな地域活動をしてみえる方々の実態をよく理解していただかないといかんね。特殊なもの、警棒だとか、トラさくとか、そんなものは我々は借りる必要は何もないんですね。もっと必要とするのは、草刈り機だとか、一輪車だとか、レーキだとか、エンジンポンプだとか、水中ポンプとか、一般に我々が持っていないようなものを貸してもらいたいわけですね。それを貸し出しはできないとか、こういうような規定になっておるのか、あるいは個人所有のものを使えとか。だから、我々はそういうものが地域にないもんだから備品を有効活用させていただきたいという一つのお願いですわね。そのためには、規則に基づいてしっかりと定めなければいけないという一つの形ですね。もっと各地域の実情を把握していただきたいと思いますね。それだと、今後の我々の行政運営について地域の役割というのが説明不足というか、何か中途半端だ。そうじゃなくして、要するに我々は行政の業務を各地域は今担っている部分がたくさんあるわけでしょう。皆さんは各地域には行政運営について余り期待していないというような考えであればそれでいいですよ。再度お願いいたします。

#### ○市長（八木忠男君）

いろんな御指摘いただきましたが、地域の皆さんは、私も地域でももちろん生活をしておりますし、私の町内でも駐車場は五、六台はとめられる公民館もあるわけでありましたが、ちゃんと鎖がして、間は閉めてございます。いろんな催しのときでも、やはり周りの道路にはたくさん駐車がされる状況もあります。多分、村上議員さんのお地元でもそうした状況はあろうかと思っております。ですから、お互い地域の皆さんは地域を守っていただき、地域から私ども、そして県・国といつも言いますが、すべてのことがそんな連携をもってこれからも進めてまいりたいと思っておりますし、地域の皆さんの御要望、御意見も、また先ほど副市長申し上げました、十二分にいろんな面で承りながら進めてまいりたいと思っております。今般駐車

場ということであり、斎苑計画の駐車場は特に塀であり得る状況でありますので、地域の皆さんに御迷惑をかけないように考えてまいりたいと思っておりますし、まさにそういう状況がいろんな場面、場面であるわけでありますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

今の貸し出しについての実態把握というふうなお尋ねでございますけれども、地域によっては本当に地域住民総出で活動をしていただいておりますということも承知しております。そういう中で全体で集まれば、例えば軽トラックにしろ、草刈り機にしろ、持ってみえる方もあるわけでございます。そういうふうなお互いに協力し合って進めていただきたいというふうなおことをお願いをしておるところでございますので、御理解が賜りたいと存じます。

#### ○10番（村上守国君）

一方的に御理解を、御理解をというふうな形でございますけど、要は我々地域で活動をしている者にとりまして、いろんな住民等々がよそに入れかわりお住みになりますと問題が発生するわけでございますね。そういう中で、年間の行催事を通して適正に地域の環境美化を中心とした活動をするためには、今、総務部長さんの答弁の内容と僕は違っておるような、今、総務部長はどこにお住まいだか知りませんし、また地域の活動を果たしてやってみえるかどうかということは私はわかりませんが、これ、一遍真剣にお考えいただいて、お願いします。

それと、今、市長さんは公民館の例を話されましたんですけど、たまたま田んぼの中にある公民館だとか、公の施設はいろいろ事情が違うわけですね。たまたま今の鯛江地内の3施設については、3159号線ですか、これは通学道路であり、しかも生活道路というふうな道路の実態が違うわけですね。ですから、やはりそういう現場、現場によって適宜対応をしていただきたいと思っております。

建設部長さん、先ほど、この道路は駐車してもいいのか悪いのか、ちょっと今法律的に教えていただけませんか。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からお答えをさせていただきます。

議員1回目の質問趣旨の中で、議員が車の幅を1.8メートルから2メートルぐらいではないかと、そうした中で3.5メートルの余白地はとれないので、いけないのじゃないかとおっしゃいました。それこそ先ほどの集会所の現場の状況がそれぞれ違うという御発言もありましたが、車についても小さい小型車の方から、最近是一般に乗られる乗用車でも大型の場合がありますので、一応その道は駐車して絶対いかな道か、絶対していいかということは、議員が法令上どうかと言われましたが、駐車をして3.5メートル以上の余地がとれば一応法令上は違反にはなりません。ただ、1回目のときに私も申し上げたんですが、市でこういう看板を立てております。議員、この件で御質問ですので御存じかとは思いますが、他の議員さんへの関係もございましてお答えをしますと、ちょうど園のすぐ北側の道路に、「運転手さん、ここは駐車禁止です。車両の右側に3.5メートル以上の余地がないところは駐車違反です」と、こういった看板を愛西市として立てておりますので、あとは道路を利用いただく一般の方が、そういった

法令の遵守をしていただくと、そういうことを私どもとしては願っているということで御答弁にかえさせていただきます。よろしくをお願いします。

○福祉部長（加賀和彦君）

事前に100台ほど駐車場を確保するというお話がございました。運動会の来場者の実態について少しお話しをさせていただきたいと思いますが、最初の答弁で申し上げましたように、9時から12時半で未就園児の子供さんや祖父母の参加もあるというお話をさせていただきましたが、やはり自分のお孫さんなり、そういった出番等が時間がわかっておりますので、そういったときに来場されるという事例もございますので、一概に遠いところでとめて、こちらの方へ来ていただくと、そういったところについてはなかなか難しいのではないかなあというふうに思っておりますので、私どもとしては、来場される方にできるだけ近くの駐車場を御利用いただけるように、時間を申し上げましたように9時から12時半の半日でございますが、半日見える方については、できるだけお宮さんの空き地ですとか、農協近辺の空き地ですとか、職員もちろんそうでございますが、長時間いる人については遠いところから歩いていただくとか、そういったことで考えて、来てすぐ帰るといった状況の人についてはできるだけ近くの駐車場、そういった工夫をして対応していきたいというふうに思っております。また、事前に100台とめるといふようなところは、近辺は私どもも奥村さんとかいろいろ話をしておりますが、なかなかそういった駐車場が見つからないのが現状でございますので、私どもとしては今言ったような対応をしていきたいというふうに思っております。

それから、9月2日に駐車されていたという、私どもも保育園の方に一度確認をさせていただきますが、もしよろしければ、何台ほど、どんな状況で、何時ぐらいにどういう状況であったか、もう少し教えていただければ、また、より詳しく確認できるのではないかなあというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○10番（村上守国君）

これで終わります。

○議長（加賀 博君）

これにて10番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は11時10分再開といたします。お願いいたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、通告順位2番の、7番・榎本雅夫議員の質問を許可いたします。

○7番（榎本雅夫君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして防災対策の取り組みについて、空き地の雑草対策についての大きく2項目を質問させていただきます。

大項目1の防災対策の取り組みについてであります。

1923年9月1日に発生した関東大震災、その日が防災の日と制定され、以来毎年8月30日から9月5日までを防災週間として全国で防災訓練が行われております。

愛西市におきましても、8月30日に佐織総合運動場において愛西市総合防災訓練が行われ、私も参加をいたしました。訓練を通して日常的な防災活動や防災意識の徹底が大変重要であると思います。

今年は伊勢湾台風の被害から50年になります。先月も台風9号による豪雨で兵庫県西北部、中でも佐用町は18人が亡くなる甚大な被害を受けました。たまたま、8月11日は早朝5時、静岡県を震源地とする震度6弱を記録する地震がありました。いつ起こるかわからない地震、災害対策の取り組みを急がなければなりません。

そこで小項目1として、小規模公園における防災拠点について質問をいたします。

国土交通省は、都市公園の防災機能の向上を図るため、都市公園・安全・安心対策緊急総合支援事業を創設し、公園の安全、地震、災害時の避難場所となる防災公園の整備を進めていくことになりました。具体的には平成21年度から5年間の限定で2ヘクタール未満のすべての小規模な公園を防災拠点として整備する自治体への補助制度を新設し、財政面で支援をしていこうとするものであります。これまで2ヘクタール以上の大規模公園の整備については国の補助が出るため、比較的災害に対する備えが進んでおります。公園は全国に約9万5,000カ所あり、16カ所ある国営公園以外は自治体の管理となっております。その中で約8万カ所ある小規模公園については、防災設備が進んでおりません。災害対策基本法に基づき一時避難所として指定されている約2,500の公園でも、2007年度末時点の貯水槽の設置率は13%、食糧や毛布などの備蓄倉庫では約5%で、防災拠点としての機能が十分でない公園が多い。一たび大きい地震が起きれば、家屋の倒壊や火災などによって学校などとともに、一定の規模を持つ公園に避難者が集まることが予想されます。

愛西市地域防災計画の中でも、また、愛西市都市計画マスタープランの中でも公園、緑地の防災機能の充実・強化をしていくとのことでもあります。この方針では、防災活動拠点に指定されている公園を初め、地域単位で避難場所として利用することになる市内各所の公園は、災害時に機能が滞らないよう維持管理に努める。また、住宅が密集する地域において、災害発生時の避難場所、または延焼遮断機能を持つ公園や緑地の整備を図っていきますと記載されております。

そのほか、愛西市におきましても防災マップを作成し、安心・安全のまちづくりに力を入れております。また、1次、2次避難所と、計53カ所の指定避難所がありますが、建物の倒壊など、必ず指定されたところに避難するとは限らないということもあり得ます。

そこで質問をいたします。

1点目、本市の公園の現状についてお伺いをいたします。

2点目は、今回のこの補助制度を活用して、身近な小規模公園における防災拠点の整備をしてはどうか、お伺いをいたします。

2項目めでありますけれども、災害時要援護者の支援についてお伺いします。

総務省消防庁では、全国1,800市町村を対象にした災害時要援護者の避難支援対策の取り組み状況の調査結果を発表しました。避難を手助けする全体プランを策定した市町村が全体の32%、策定中が30.5%、着手していないのが37.5%となっております。また、全体計画のほか、災害時に支援が必要な高齢者や障害者などの名簿の整備状況については、整備中が66.4%、未着手が33.6%。一人ひとりの具体的な支援方法まで定めた個人プランは59.7%が未着手という状況であります。

愛知県の場合は、支援計画策定状況は31が策定済みであります。策定中が18、未着手が12と。名簿につきましては、44が整備中、未着手が17と。個別計画は32が策定中、未着手が29市町村となっている状況であります。

こうした状況の中でありまして、支援の取り組みを一つ紹介させていただきますと、釧路市では、障害者、高齢者などの災害時要援護者を周辺地域の住民が支援する災害時要援護者安否確認、避難支援モデル事業を平成20年度から実施しております。同事業では、支援の実行組織として、各モデル地区に町内会や自主防災組織の役員、民生委員などで構成する避難支援協働会を設立し、対象者に対する勧誘を行うとともに、要援護者一人ひとりの避難支援を行うための具体的なプランの作成や支援者の選定なども行っております。また、そのような情報を避難支援台帳として整備し、市との間で情報の共有を行っております。

本市におきましても、災害時要援護者支援計画策定料が、昨年と本年度予算計上されておりました。そして今途中でありますけれども進捗状況についてお伺いをいたします。

2点目でありますけれども、名簿リストの作成、情報の収集、共有方法や避難支援についてお伺いをいたします。

3点目でありますけれども、洪水ハザードマップ作成についてであります。今年度予算にも委託料が計上されておりますが、作成状況についてお伺いをいたします。

3項目めでありますけれども、自主防災組織の充実について質問をいたします。

自分たちの地域は自分たちで守るという共助の精神に基づき、大規模な災害時には、隣近所の中が協力し合い、組織的に行動する自主防災組織は災害発生直後の被害の軽減に大きな期待がされるわけでありまして、愛西市も設立補助、備品や訓練補助などを行い、力を入れておるのはわかりますけれども、そういった中で、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためにも大変重要であります。

1点目としまして、自主防災組織の実態と活動内容についてお伺いをします。

2点目は、愛西市防災会活動マニュアルが昨年の3月に発行されました。その中に、自主防災会の活動ということで、他の自主防災会との連携について、協力態勢や合同練習などの実施なども書かれておりますけれども、そのような事例はあるかどうか、お伺いします。また、市と総代、自主防災会の代表など、3者が集まって定期的に会合をしてはどうか、お伺いいたします。

3点目は、要援護者の訓練状況についてもお伺いします。

続きまして、大項目2の空き地の雑草対策について質問いたします。

今まで地元でも何回も相談を受けて苦慮しておる問題でございますけれども、今回は住宅地の中の空き地で雑草が伸び放題と、近隣住民は大変迷惑をしているのが現状であります。雑草の花粉で困っているという声も聞きます。このようなところにはごみが捨てられたり、あるいは虫がわいたり、そして冬になると雑草が枯れて火災につながるなど危険があります。

以前は、総合支所の中で対応して、割と早く解決できたときもありましたが、今は担当課が違うということで困惑もしておる次第であります。空き地の地権者との対応も大変だと思えますが、一番困っているのは隣接している住民であります。毎年悩んでおります。何とか空き地が不良状態にならないようにしてほしいとの思いで今回質問することにしました。

そこで2点お伺いしますが、1点目は、本市における空き地の雑草状況（苦情件数）について、お伺いします。

2点目は、この状況についてどのように取り組み、対応しているのかお伺いをします。

以上で壇上にての質問を終わります。あとは自席からお尋ねをしますので、よろしく願いをいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

失礼をいたします。

それでは、私の方からは本市の都市公園の現状についてお答えをさせていただきます。

本市の都市公園につきましては5カ所となっております。愛西市親水公園、それから北河田公園、領内川緑地公園、それからリバーサイドパークと中央公園となっております。よろしく願いいたします。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

次に、私からは今後の取り組みについてお答えをさせていただきます。

市の地域防災計画におきましては、地区の防災の活動拠点といたしまして、佐屋の総合運動場、立田の総合運動場、木曾川の高畑地区にございます河川防災ステーション、佐織の総合運動場が指定されております。議員が申されたように、今年度からこのような制度ができたということでございますので、私どもといたしましては、このような制度にのっとってできないものかというようなことは、今後ちょっと勉強させていただきたく思いますので、よろしく願いします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、私の方からは災害時要援護者支援計画の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

支援計画につきましては、2年間で作成をするということで予算を認めていただいておりますが、今現在、昨年1年かけまして素案をつくりまして、現在その素案を煮詰めているところでございますが、やはり初めて取り組む計画でございますので、関係者いろいろ寄ってワーキンググループを立ち上げまして、今これには取り組んできたところですが、いろいろ議論がありましてなかなかまとまらなくて、やっと素案までこぎつけたというところでございますので、ちょっと時間がかかっておりますが、御理解をいただきたいと思っております。今後策

定委員会を開催いたしまして、その素案を一度ごらんをいただいて御意見をいただくということを計画しておりまして、その後パブリックコメントを実施いたしまして、順次計画策定の完成に向けて進めていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の名簿のリストの作成、情報の収集、共有方法について、また避難支援についてということですが、災害時要援護者の情報の収集、共有の方法については、関係機関共有方式、手上げ方式、同意方式、三つの方式が国の方からは示されておるわけですが、それぞれ長所・短所がございます。今、素案で考えておりますのは、同意方式と関係機関共有方式の併用ということで考えております。関係機関共有方式と申しますのが、今議会で補正をお願いしておりますデータベース化をもとにするものでございますが、行政で把握をいたしております要援護者の情報を集約する方式で考えておりますが、今、対象者としたしましては、一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の方、それから介護認定を受けておられる方で要介護3以上の方、身体障害者1、2級の方、知的障害者の方、知的障害者で重度でありますA判定の方、それから精神障害者の1級の方、難病患者の方、大体4,650名を対象として、この名簿を作成いたしまして、それぞれの機関、安全対策課ですとか、消防署ですとか、それぞれ関係機関でその名簿を共有して、いざというときにはすぐ活用できるようにしていこうということで考えております。同意方式につきましては、その名簿をもとにいたしまして、本人さんに地元と共有していいかどうかというようなお尋ねをいたしまして、了解が得られた方につきまして地元の方と今後のふだんの見守りですとか、訓練ですとか、避難のときの実際の支援とか、そういったプランをその方々と地域の方、自主防の方とつくり上げていくと、そういうふうな予定で考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

次に、ハザードマップの作成状況についてお答えをさせていただきます。

この業務の関係でございますけれども、7月に入札を行いまして、現在請負業者におきまして作業がなされておるわけでございます。ちなみに委託期限といたしましては、本年の3月でございます。それで、第1回目の打ち合わせを行いました。このマップにおきましては、木曽川のほかに長良川を初めといたしまして、市内の指定河川でもございます日光川と領内川も含めて作成を行います。木曽川の浸水想定区域図でございますけれども、今年度が改正の年となっております。県からは今回の中にも入れてほしいと、そういうような意見もいただいております。そういうような中で、3月までではございますけれども、年度内に完成をさせまして、新年度には各全世帯の方に配布を考えておるところでございます。以上です。

#### ○消防長（水野仁司君）

それでは、私からは自主防災訓練の充実についてということで、その実態、活動内容についてお答えをさせていただきます。

平成20年中の自主防災組織の訓練であります。総数122団体中88団体、参加人員4,872名の方に訓練を実施していただいております。訓練内容につきましては、13項目ほど準備してございますが、主なものとして、煙体験、消火器取り扱い訓練、消火栓取り扱い訓練、心肺蘇

生法、AEDの取り扱いを含めた訓練でございます。及び地震講話等が実施していただきました主な訓練の内容でございます。

限られた時間内においてすべての訓練を実施するという事は到底困難でございますので、これらの訓練の中から、時間、場所、参加人員等を考慮いたしまして、自主防災会の代表者の方が相談されに見えます。その相談の上訓練内容を決定しておられます。特にAED取り扱いにつきましては、平成16年度より一般の人に取り扱いができるようになったことと、市内の公共施設に順次設置しておりますので、市民の皆さんの関心も高く定着してきております。私からは以上でございます。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

次に総代とか自主防災会での数回の打ち合わせの関係でございますけれど、災害時の要援護者の避難支援ということになりますと、当然自主防災会等が中心となって避難することが考えられます。現在、策定計画を策定中ございまして、計画ができ上がりまして、援助を希望する人の把握ができた段階でお集まりをいただきまして、自主防災会等にリストの配布等を含めたお願いをする予定でおるわけでございます。訓練につきましても、そういうようなことが整ってからということで考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

#### ○市民生活部長（加藤久夫君）

それでは、私の方からは空き地の雑草対策ということでお答えをさせていただきます。

まず、今年度から総合支所の中でそういう対応ができなくなりまして、担当しているところにつきましては、環境課でございます。よろしくお願いたします。

20年度の苦情とか問い合わせ、相談の件数でございますが、こちらにつきましては、佐屋地区で13件、それから佐織地区で5件の問い合わせ、相談がございました。

その問い合わせ、相談を受けた中で苦情ということでございまして、私どもの方から土地の所有者に文書でこういう苦情が寄せられているということをお伝えいたしまして、雑草等、適切に管理していただくようお願いをしているのが現状でございます。また、所有者の方からどういうところでやっていただけるとかという相談があれば、シルバー人材センターを紹介する場合がございます。以上でございます。

#### ○消防長（水野仁司君）

私からは火災予防上での空き地の雑草除去についてお答えさせていただきます。

青草が放置され、枯れ草に変化する11月ごろから消防署において火災予防条例第24条の規定に基づきまして危険な場所については除去指導しております。

指導基準としまして、建物からの距離がおおむね10メートル以内の、草丈がひざ上の高さで、職員が火災予防上危険であり、除去の必要があると判断した場所であり、住宅地、道路上、水路沿いの区分なく指導しております。

指導方法につきましては、電話、はがき及び文書等によるものでございます。

土地の所有者につきましては、税務課の台帳を閲覧して調査しておりますが、個人情報保護条例に規定いたしますところの目的外利用の手続をとってから調査をしております。

また昨年の指導結果でございますが、対象となった箇所は538件ありまして、3月末までに除去された件数は382件で、除去率は71%に上っております。私からは以上でございます。

#### ○7番（榎本雅夫君）

答弁ありがとうございました。

小規模公園の防災拠点についてでありますけれども、ぜひ今回の事業といいますか、これは市町村まで範囲が上がっておりますので、期間もありますので検討をしていただきたいと思います。

今、愛西市でも1次避難所のほとんどが公立中学校ですので、近所の公園が防災機能を備えることによって安心な場所がふえ、混乱に陥ることも少なくなるのではないかと思います。先ほど壇上でも言いましたけれども、愛西市の都市計画マスタープランの中でも公園の防災機能の充実と強化をうたっておりますので、公園の整備をぜひお願いしたいと思います。

それでは、次に災害時要援護者支援についての再質問をさせていただきます。

支援計画につきましては、部長の方からも今年度中に完成すると。また要援護者の範囲についていろいろ言われましたけれども、1点だけお伺いします。

対象者は、乳幼児の方、妊婦の方とか、外国人にも対象を拡大していく必要があるのではないかと思いますけれども、その点についてお尋ねをいたします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、対象者として乳幼児、妊婦さん、外国人等も入れてはどうかということでございます。

国が示しております災害弱者といいますのは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害からみずからを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動に対してハンディを負う人々ということで、具体的には4点上げられておりまして、自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力がないか、または困難である。2点目として、自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知しても救助者に伝えることができない、または困難である。3点目といたしまして、危険を知らせる情報を受けることができない、または困難である。4点目といたしまして、危険を知らせる情報が送られても、それに対して行動することができない、または困難である。この4点を上げまして、具体的には傷病者や身体障害者、知的障害者を初め、日常的には健常者であっても理解能力や判断力を持たない乳幼児、体力的に衰えのある老人などの社会的弱者、または妊婦さんたちもこういったところに入るかと思いますし、または日本語の理解を十分でない外国人なども上げられるということで、確かに先ほど申し上げた方々以外に妊産婦の方、乳幼児の方、外国人の方々も災害時の要援護者ということに当たるかというふうに思っております。私どももそういったこともいろいろ検討をさせていただきましたが、例えば妊産婦さんですと、どの時点をとらえて、10ヵ月という期間がありますし、産後ということもございますし、どの時点をとらえて弱者として判断するかとか、乳幼児さん、外国人さんの方と、いろいろ議論をしましたが、結論的に申し上げますと、現段階では被災リスクの高い、しかも重点的、優先的に取り組む必要があるというようなことから、先ほど申し上げた

方々を当面私どもとしては対象として把握していくことにさせていただきましたが、先ほど御指摘がありました方々につきましても、やはり避難生活等においては特別な配慮を必要な方々もごさいますので、今後は避難所の支援体制、これも考えていかなければならないというふうに思っておりますので、そういった中では、お菓が要るですとか、日本語のわからない方にどうやって避難生活のときに伝えるかということも考えていかなければならないというふうには思っておりますので、決してその方々を外しているというわけではございませんので、御理解をいただきたいと思ひます。以上でございます。

#### ○7番（榎本雅夫君）

ありがとうございました。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、洪水ハザードマップについては新年度に配布できるという。早く見たい、知りたいという市民もおられますので、でき次第、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に自主防災組織の充実についてでありますけれども、消防長の方からも答弁があったんですけども、愛西市は自主防災組織が122ですか。それで防災会の取り組みについては、本当に地区、地区によって温度差があります。取り組み状況も本当に年に何回もやっているところとか、あるいはあまりやっていないところとかあるんですが、この88団体以外の36団体の方は、消防の方にそういった訓練の要請がないということなのか、それがまず聞きたいのと、もう一つ、またそういったところに対しての訓練内容が幾つか資料をいただくと、AEDが昨年度47回とか、あるいは消火器が一番多くて68回とか、煙体験が11回とか、割といろいろあるんですけども、そういった周知もどのようにしているのか、この2点、ちょっと再度お伺ひいたします。

#### ○消防長（水野仁司君）

先ほど言いましたように、自主防災会の代表の方が消防署へお見えになられまして、その中で日程とか時間、そして訓練内容について調整をさせていただいて、あくまでも訓練につきましては、このような訓練がありますけれども、いかがいたしましょうかということで、あくまでも代表の方に訓練の内容は決めていただいております。そういうことですので、こちらの方から34団体ですか、訓練を実施されておられませんけれども、こちらの方から特に呼びかけて実施してくださいとか、そういったところまでは実施しておりません。あと訓練の周知につきましても、当然ここの中でということで、代表の方に相談の上、決定させていただいておりますので、このような結果になったと思ひます。よろしくお願ひいたします。

#### ○7番（榎本雅夫君）

ありがとうございました。

そうしたら、自主防災について総務部長の方が今後検討するというか、そういう答弁だったと思ひますけれども、1点、さっき質問の中でちょっと答弁がないんですけども、ほかの地区ですね、自主防災会をやっている隣の地区、隣の地区とか、そういったところの訓練というのは今まで行った事例というのはいないわけですか。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

他組織との合同訓練ということでもよろしゅうございますでしょうか。

○7番（榎本雅夫君）

はい。

○総務部長（水谷洋治君）

この自主防の訓練におきましては、例えば旧佐屋地区でいきますと、町内会で自主防災会がA班から例えばE班まで分かれているような場合におきましては、そこで一体の訓練がなされるわけでございますけれど、町内会ごとに寄り合っという訓練というのは現在は行われていないように把握いたしております。

○7番（榎本雅夫君）

ありがとうございました。

いずれにしても、行政の方は市全体の状況を一番把握されておりますので、活動のやり方とか、情報の提供などをぜひお願いしたいと思います。

それでは、続きまして空き地の雑草対策について、今、部長の方からも相談件数を答弁いただきましたけれども、その18件ですか、合計で。その中で全部解決されているのか、あるいは残ってその件数がまだ未解決なのか、その点だけちょっとお伺いしたいと思います。

○市民生活部長（加藤久夫君）

苦情をいただいた方につきましては、このように文書で通知をさせていただいておりますが、その後刈られたかどうかという確認までは行っておりません。年に2回、3回と同じ場所で苦情をいただく場合もございますので、そういうところについては再度私どもからこのようなお願いの文書を出させていただいておりますので、そこまでは把握しておりませんので、申しわけございません。

○7番（榎本雅夫君）

ありがとうございました。

実は、私が住んでいる団地でも何ヵ所か本当に毎年その状態、今でもこんだけの状態が、家と家の間がありまして、部長の方は確認していないということでもありますけれども、実際にはその状態が今も続いております。私が今回ちょっと話をしましたのは、愛西市でも例規集の中にあるんですけれども、雑草の除去については、本当に強い指導ではないんですね。愛西市の例規集には、愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例と、その第111号の中で、清潔の保持という、第3条に、占有者は、その土地または建物の清掃、廃棄物及び雑草の除去等清潔に努めなければならないというだけでありまして、命令や勧告などの強い指導はありません。いろいろ調べてみますと、新座市では、除草命令を出して行わないときは行政代執行に基づく代執行を行っている。その費用を所有者に請求すると。また、宇治市や成田市などでも本当に幾つかあるわけですね。そういった中で市長が土地所有者に対して雑草除去の勧告や命令をすることができると。また、命令に従わないときは罰金を取るとか、雑草などの除去に関する条例の制定に取り組んでおられるところはたくさんあります。

そこで1点、千葉県の市原市のなんですけれども、私もここに先日電話しました。ここは、

所有者が雑草の除去を行わない場合は、みずから必要な範囲における除去が行えると。そして、その費用を当該所有者に請求できると。そのときに、環境部不法対策課に電話して聞いたところ、担当所は、ここも2年前に条例を改正して、草刈り機を貸したりとか、あるいは業者を紹介する。今、部長はシルバーで愛西市は紹介しているよと。草刈り機を貸したら、所有者がその草刈り機で本当にきれいになったと。件数がかかなり減ったということをおっしゃっていました。先ほど村上議員の方から、愛西市は貸し出しはノーということで、今回は空き地の所有者が、そういうふうで草刈り機を貸してもらって解決をしているということでもありますので、その点についても、もう1回、今度市民生活部長の方にお伺いします。今のそういった取り組み、草刈り機をそういった所有者が相談を受ければ貸すとか、あるいは、そういったところについてお伺いをいたします。

#### ○市民生活部長（加藤久夫君）

確かに所有者の方が責任を持ってやっていただくというのが基本でございます。今、議員言われましたように、迷惑条例とか、そういう条例をつくった中できちとした罰則規定まで設けて行っているというところもあるかとは思いますが、私どもの方ではそこまでは今考えておりません。といいますのは、消防署の方からも冬場になりますといろんな指導をさせていただきまして、火災予防の観点とか、そういうところからも指導をさせていただいております。言われますのはわかりますけれども、そこまで踏み入ったあれをまだ今やるというふうに思っておりませんので、御理解がいただきたいと思っております。

#### ○7番（榎本雅夫君）

今の答弁ですと、先ほどの村上議員と一緒に、そういったことはしないと。いずれにしましても、本当に空き地に隣接している方、本当に毎年5月から今の時期ですね、もうちょっとまですつとほかりっ放しの状態で、相談に行ってもその状態で、毎年毎年迷惑していると、困っているということでもありますので、さっきも部長言われましたけど、通知しただけであとは知らんですよ、どうなったかという答弁だったと思っております。ですから、そういった地域も、やっぱり見に行っ、本当にやっているのかということもぜひそういった所有者、地権者に対して指導を許可といいますか、うちはそういった強い条例がないものですから、その辺のところを最後にお聞きして、質問を終わります。

#### ○市民生活部長（加藤久夫君）

これにつきましては、苦情をいただきました場合には、現場で確認をいたしまして通知を出させていただいております。確かにその後については何らきついても行っておりませんので、そういう場所につきましては再度確認をいたしまして、私どもの方から所有者の方にそういうお願いの文書を出させていただくというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

#### ○議長（加賀 博君）

これにて7番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩に入らせていただきます。再開は、ちょっと長くなりますけれども1時半でいきます。よろしくお願ひします。

午前11時50分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（加賀 博君）

お昼の休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、通告順位3番の15番・小沢照子議員の質問を許可いたします。

○15番（小沢照子君）

議長よりお許しをいただきましたので、大項目1項目め、農地制度改革についてと、2項目めのエコ対策についてを質問させていただきます。

最初に農地制度改革についてでございますが、この件につきましては、先般の衆議院の総選挙で政権交代となり、政策上、若干流動的な点もあるかと思いますが、通告に従いまして質問をさせていただきます。

食料の多くを輸入に頼る我が国は、国内の農業生産を高め、食料の安定供給に努めなければならない、そのために農地の確保と有効利用を図ることを目的として、農地法等改正法がさきの通常国会で成立、公布され、年内に実施されることになりました。この農地法の改正の内容をお伺いいたします。

次に、農業委員会についてでございます。

農業委員会の現在の活動内容と、農地法等改正法施行後の活動内容は、どのように変化するかお聞かせください。

それから、改正法の施行とともに農業委員会が担う許認可などの事務は質・量ともに増大が考えられますが、体制の強化はどのようにされるのかお伺いをいたします。

3点目に、農地を面的にまとめ、効率的な利用を進める観点から、市町村やJAなどが農地所有者からの委託を受けて農地の貸し付けを行う農地利用集積円滑化事業が創設されますが、農地利用集積円滑化についてお尋ねをいたします。

現在、本市に面的集積を進める組織は存在するのでしょうか、どうでしょうか。そして、農地利用集積円滑化団体の新設が予定をされておりますが、どのような構成メンバーで組織編成され、またこの団体はどのような位置づけになるのか。それから、組織編成されるメンバーの選任方法についてもお伺いをいたします。

次に、大項目2点目のエコ対策についてでございます。

最初に、市内のレジ袋の削減協力店についてで、広報あいさい9月号の情報コーナーお知らせのページに、「環境問題は、私たち一人ひとりが考えなければならない身近な問題です」という書き出しで、市内のレジ袋の削減協力店7店舗が紹介をされております。有料化は10月1日から実施ということですが、協力店となっていたいただいた経緯と、その契約の内容等についてお聞かせください。そして、7店舗からスタートするわけですが、今後協力店をふやしていくための対応についてお伺いいたします。

次に、エコ対策の2点目の緑のカーテンの普及でございます。今愛知県は、地球温暖化対策として、アサガオやヘチマ、ゴーヤなどのつる性植物で覆う緑のカーテンを広げようと、あい

ち緑のカーテンコンテストを開催しております。このコンテストは、住宅部門、小学校、中学校、高校の学校部門、事業所などの一般部門があり、県内にある住宅や学校、事業所などで生育している緑のカーテンを対象に、景観や植えつけ方法、また設置効果など、独自の工夫などを審査するものでございます。優秀事例につきましては、各部門ごとに表彰するほか、県が運営する環境ウェブページ「あいちエコチャレンジ21」などで取り組みを紹介していくとこととでございます。本市におきましても、既に緑のカーテンのエコチャレンジの公共施設や市民の皆さんがおられますが、今はまだ初期の段階で、これからの創意工夫が必要ではないかと考えます。そこで、本市も県に倣ってコンテストなどを開催し、身近なエコ対策の一つである緑のカーテンの普及をと考えますが、これは市長の御見解もお願いいたします。

エコ対策の3点目でございます。本市で現在既に実施をされているエコ対策の現状と、今後の予定をされている対策の内容についてお聞かせください。

以上、前向きな御答弁、よろしくをお願いいたします。

### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは私の方からは、農地制度改革についてと、お尋ねの件につきましてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の農地法等改正法についての関係でございますが、今回の農地法等改正につきましては、議員も質問趣旨の中で言うとおみえになりますけれども、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地についての見直し、それから農地の利用集積を図る事業の創設等によりましてその有効利用を促進することを目的としておりまして、主な改正点について伺いたいということとでございますが、幾つかありますので主なものを列記させていただきたいと思っております。

まず農地法の関係でございますが、農地法第1条の目的規定について、農地が地域における貴重な資源であること。また、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利の取得を促進すること等を明確化しております。

2点目に、農地について、所有権、賃借権等の権利を有する者は、その適正かつ効率的な利用を確保しなければならない旨の規定も新たに設けております。

次に、農業経営基盤強化促進法については、全国の市町村において、地域内の農地を一括して引き受けて、まとまった形で担い手に再配分を行うという、つまり、農地利用集積円滑化事業といったものを創設しております。

3点目に、農業振興地域の整備に関する法律につきましては、まず優良農地の確保のための新たな仕組みを構築しております。国及び都道府県において、確保すべき農用地面積の目標を定めております。目標の達成状況が著しく不十分な都道府県に対し、国が是正の要求を行うといったようなことも定めてございます。

2点目に、担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがある場合には、農用地区域からの除外ができないといったようなことも書いてございます。

3点目に、農用地区域内における国や地方公共団体による公共施設、学校とか病院等の開発

行為について、法定協議制を導入するとしております。

4点目でございますが、農業組合法については、農協がみずから農業経営を行うことができる旨を記しております。

次に、農業委員会についてお尋ねの件でございますが、まず活動内容の変化ということでお尋ねでございますが、現在は農地法の許可、受理は県への進達を行っておりますけれども、施行後につきましては、入り口規制が緩和されまして、後々の監視・規制が強化されることになると思います。また、新たな農地制度が適正かつ円滑に運用されるように、農業委員会の活動予算の確保、農地制度、実務に精通した職員の確保・増員など、こういった事務局体制の整備が必要になってくるのではないかと考えております。

3点目の農地利用集積円滑化団体についてのお尋ねでございますが、現在の組織化されたものの有無についてお尋ねでございますが、現時点ではございません。

また、円滑化団体の新設はどのような構成メンバーで組織編成され、またこの団体の位置づけ等々についてお尋ねでございますが、8月10日、県下の市町村に対して説明会が行われたわけなんです、市町村、各農協に向けて行われた農地利用集積円滑化事業の説明会におきましては、愛知県農業協同組合中央会から、県下各地域の農協が実施主体になるようなお話がされました。なお、そのメンバー等の選任方法については、農協さんの方より現在伺っておりませんので、申しわけございませんがわかりかねます。以上です。

#### ○市民生活部長（加藤久夫君）

それでは、私の方からは、エコ対策についてということでお答えをさせていただきます。

まず、レジ袋の削減協力店につきましては、経過でございますが、今まで商工会と連携をいたしまして、ことしの3月に事業所等集まっておきまして協議をいたしました。その結果、七つの事業所から協力が得られるということで、10月1日からスタートをいたします。8月24日に、事業者それから商工会の会長さん、市長の3者で協定が締結済みでございます。なお、協定の内容につきましては、お客様に対しマイバッグ、マイバスケットの持参を呼びかけること、それからレジ袋の辞退率80%を目標とする、こういうことなどがございます。

また、今後の取り組みといたしましては、商工会さんとともにレジ袋の削減、有料化についての市民の理解と協力が得られるよう効果的な普及啓発活動を行いまして、未参加の事業所につきましては、参加を積極的に募っていきたく、このように考えております。

続きまして緑のカーテンの普及でございますが、こちらにつきましては、議員先ほど申されましたように、愛知県におきまして、今年度から「あいちエコチャレンジ21」県民運動の一環といたしまして緑のカーテンコンテストを開催して、言われたとおり、景観、独自の工夫、設置の効果などを審査して表彰するものと聞いております。

市での取り組みでございますが、こちらにつきましては、今年度、とりあえず本庁舎、佐屋庁舎の南側で緑のカーテンを取り入れて栽培をいたしております。また、学校におきましてもそのような取り組みを五つの小学校、それから一つの中学校で取り組んでいただいたところでございます。また、市民の方に参加していただくのが本当ではございますが、まだこれ、取り

組みの初めということで、とりあえずは公共施設におきまして、いろんな試験的といいますか、そういう取り組みを行った後に市民の方にも参加していただきたいと、このように考えているところでございます。

次に、本市のエコ対策の現状でございますが、こちらにつきましては、レジ袋の削減協力店の拡大と、今行っております住宅太陽光発電の設置補助、これの拡大。それから資源回収の推進ということで子ども会さん等に補助金を出しておりますが、これの推進。あと、PRとかあれですが、文化祭におきましては、去年も行いましたがエコカーの展示ということで、また今年も行わせていただきます。また、公共施設におきましては、冷暖房、温度の抑制、それからアイドリングストップ、無駄な照明の消灯、それからコピー用紙等すべて再生紙を使用、その他エコ商品の購入などを心がけているというところでございます。また、ことし、県のエコモビリティライフ推進協議会の提唱に同調いたしまして、職員の自家用車利用の抑制、ノーカーデーの設定ですね、こちらの方も今検討しているというような状況でございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

#### ○15番（小沢照子君）

それでは、最初の農地制度改革の方から再質問をさせていただきます。

今、部長の方からる御説明いただきました。それで伺いいたしますが、農業委員会でこれから監視・育成の強化がという御答弁がございましたが、現在でも耕作放棄地がございますね。この方への通知の内容を、通知を出しておられると思うんですけども、内容をまず伺います。

#### ○経済課長（大島兎雄君）

御存じのように、農業委員会、毎月各地区に分けて農地パトロールを行っております。そのときに、各地区で農業委員さんに寄っていただいたときに話し合いをしていただき、その後、農地パトロールを行うわけでございますけれども、その時点で雑草の繁茂等におきましてはその地主、それからどのような形態かというのを写真に撮りまして調査しまして、地主さんの方へ除草を要すということで指導を行っております。また、いろんな関係で他の農業委員さんからもいろんな御意見をいただくわけでございますけれども、その中におきまして住民からの通報もあるわけでございます。その時々事務局等がその現場に出向きまして現地を調査し、手紙を出すという方向で行っているのが現状でございます。

#### ○15番（小沢照子君）

今回の農地改正法は、いわゆる農地所有者の高齢化や、あるいは後継者難が非常に深刻であるとして、それゆえに農地面積が減少する一方で、作物をつくらずに放置されたままのいわゆる耕作放棄地が年々ふえ続けていると。ちなみに、日本国内では埼玉県1県の面積に匹敵する約39万ヘクタールまで拡大をして、歯どめがかかっていないということでございます。

本市の耕作放棄地を、じゃあ一体、現在どれくらいあって、そしてそれが年々増加しているのかまた減少しているのか。そして、ただいまの指導の反応について伺います。

#### ○経済課長（大島兎雄君）

現在のところ、当市においては、耕作放棄地というのはございません。ただ、耕作をつけていないということとか、遊休的なところはございますけれども、国の示す調査物における耕作放棄地というのは該当しません。

それから、その中で議員もおっしゃいましたように、今回の法改正というのは、遊休農地の現状の把握の強化というのが言われております。その中におきまして、特に遊休農地における内容そのものの所有者に対する指導・勧告等の強化というのがうたわれております。ですけれども、年々今御質問のように遊休化が出てくるだろうということで、この強化というのが生まれてきたということを感じております。ただ、この遊休農地そのものにつきましても、不在市の所有者というのが大変多うございます。特に今回の法改正におきましても、新たに相続等で権利を取得した者に対しては、農業委員会へ届けなさいよというようなものもできてきております。ですから、今までより少し不在市地主というのが把握ができるのではないかなということで感じております。今いろんな答弁をさせていただきましたけれども、遊休的なものというのは、やはり不在市地主の方が大変多いというのが現状でございます。以上でございます。

**○15番（小沢照子君）**

ただいまの遊休農地、私が認識不足でございますので教えていただきたいんですけど、遊休農地とそれから耕作放棄地の違いですね、これはどのような基準がございますか。

**○経済課長（大島兎雄君）**

きょう、資料的にはちょっと持ってきておりませんが、農業センサスをもとにして資料はできておりますけれども、きょうはちょっと持ち合わせがございませんけれども、耕作放棄地というのは、例えば山側の方で段々畑が主に出てきますけれども、そのところにおきまして、雑草それから雑木林が大変多く生えていて、重機を入れられないことには農地に復元できないよというような、極端なことを言いますとそのような場所が耕作放棄地というのが一番簡単な説明の仕方ではないかなと思います。遊休農地といえますと、草が生えていて、その草を始末すると、すぐに農地に復元できるというような状況ということで遊休農地。その違いというのは、片一方は重機を入れて、結局それをきちっとしなければ畑または田の状態にならないのが耕作放棄地、それから遊休農地というのは、手を入れて耕作がすぐできるよというような農地ということで解釈をしていただければ結構だと思います。

**○15番（小沢照子君）**

私が農家の方に伺っているところでは、一たん生産を中止してしまうと、それをまた生産できる状況の農地に戻るまでに数年かかると。ことは生産しなくて来年はやるというわけにはいかないと、数年がかりでまた農地に戻すということを伺っておりますけれども、愛西市内を見ても、農作物がつくられずに、今のお話の雑草ですか、そういうのが本当に繁茂していると言った方が早いような、そういう農地であったであろう土地がたくさん見受けられますけれども、それは何年もそのままにしても放棄地とはならず遊休地、だから何年ぐらいたと遊休地で、そういう基準はないわけですか。

**○経済課長（大島兎雄君）**

基準的なものはありません。ただ毎年毎年雑草と言われますけれども、先ほども申し上げましたように、農地パトロールの時点で雑草繁茂につきましては刈り取りをするように、雑草を除去するようというので、手紙等で指導をしております。ですから、その雑草そのものは年に一度は恐らく刈られるんじゃないかなというので思っております。ただ、数年ほかっておくということにつきましては、農地パトロール等で手紙を何度も出すのが現状でございます。以上でございます。

**○15番（小沢照子君）**

先ほど、指導された反応はと質問させていただいたんですけれども、何度も何度もということですが、大体年間にそういう指導をされる件数は、何件ぐらいございますか。そして、その指導に対して、すぐに指導どおりの行動を起こしてくださるのは、何件ぐらいございますか。

**○経済課長（大島兎雄君）**

件数としまして、大体毎年10件そこそこは見つかります。その中で、やはり2から3ぐらいはすぐにやっていただけますけれども、その残りの部分につきましては、先ほども言いましたように、不在市地主の方がお見えになります。その方についても、例えばシルバーで頼み願えんかとかいろんな手紙を出すわけでございますけれども、なかなかお金がかかるとかということ電話もかかってくる。その中におきましては、年金暮らしであるから、そこまではとても手が回らないとか、いろんな方が見えますけれども、こちらとしても何とかお願いできんかということをお願いはするわけでございますけれども。

**○15番（小沢照子君）**

お願いされても、何年もそのままになっている場合があるかもしれませんけれども、いわゆる遊休農地の主な要因としては、やはり全国的なことと同じように、本市におきましても高齢化やあるいは後継者難、そのようでありますか。

**○経済課長（大島兎雄君）**

確かに高齢者、後継ぎさんがいない、若い人が勤めてみえるということで、年寄りの方が大半でございます、そういう農地につきましては。

**○15番（小沢照子君）**

そういう場合の対策等は何か考えておられますか。やはり、今この改正農地法に盛り込まれました、いわゆるこの諸施策が具体化してくれば、やはり農地の保全と活用が促進されて、現在カロリーベースで40%ですね、食料自給率。これの供給力の向上も見込めるわけですね。それは、とりもなおさずこの農地の保全・活用が促進されますと、やはり地域活性化とそしてこれには雇用の創出も促されてくるということが期待されておりますけれども、そういう何回お願いしても遊休農地が解消されない高齢化や後継者難の場合は、やはり市の方でも工夫をして、それで今回の法改正がこのまま施行されるといいんですけれども、できるだけそういう遊休農地をなくしていく努力をするための工夫をしていただきたいと思いますけれども、それがありませんでしたらお願いします。

**○経済課長（大島兎雄君）**

田につきましては、前から出ていますように、農協または担い手農家におきます利用権の設定というのがございます。その利用権の設定をお勧めして、農協または担い手農家にお貸しを願うということで指導は進めております。以上でございます。

**○15番（小沢照子君）**

次に、エコ対策でございます。

レジ袋の件、本当に私も議会におきまして何回も何回もお耳ざわりなことも申し上げたりしてお願いをしてまいりましたが、ここでやっと緒についたという感じでございます。御努力に対して感謝申し上げます。ありがとうございます。

これからでございます。この協定の内容で、期限等は別に決められていないでしょうね。伺いますけど。

**○市民生活部長（加藤久夫君）**

これは、自主的にやっていただくということで協定を結ばせていただいておりますので、いつやめられても、いつ入られてもいいということで、期限というのは決めておりません。

**○15番（小沢照子君）**

いつやめられてもですか。私は逆に、いつまでという期限をつけて、それ以上はやめてもいいと、そういうふうにならないように、永久的にこのレジ袋削減は続けていただきたいということで、そういう意味で期限を切られないようにということを申し上げたんですけれども、またいろんな協議の折には、そのことも要請をしていただきたい。最初、例えば近くのお店で削減化があって、じゃあ私の方も削減するけれども、もしかその近くにある競争相手のお店が有料化をストップした場合、じゃあこちらもストップ、そういう傾向がなきにしもあらずですね。だから、そうならないように、削減の協力店は、これからたくさんお店ありますので、ふやしていただく。また、期限も切らずに永久的に続けていただく、そういう要請をまたしていただきたいということが1点と、それから緑のカーテンですけれども、今のこの庁舎ですね、それから学校が小学校5校、それから中学校1校という御答弁が今ございました。この設置効果はどんなものだったでしょうか、伺いますけど。

**○教育部長（藤松岳文君）**

学校の設置効果でございますが、何分にも栽培面積が本年度の場合、少な過ぎたということもございまして、特に何度の温度差があったとかというような報告まではできないような状況でございましたので、御理解を賜りたいと存じます。

**○総務部長（水谷洋治君）**

私の方から、本庁舎のちょうど玄関を入っていただきまして、右側部分の1階部分について、今回2種類のを植えまして行ったわけでございます。その中で、今教育部長が申したように、温度計をつけてやったわけではございませんけれども、お昼からの日差しが強くなってきたときに緑の優しさ、そういうのを感じるようになったわけでございます。所感として申し上げます。

○15番（小沢照子君）

教育部長に伺います。

この緑のカーテンのエコチャレンジでございますが、児童・生徒の皆さんにどのような説明をなさって、これを実施していただきましたか。

○教育部長（藤松岳文君）

この件につきましては、学校の連絡調整会議の中で、エコ活動の一環として各学校で取り上げていただけないかということで、各学校からお願いをしたものでございます。それぞれの学校で取り組んでいただいたというのが現状でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○15番（小沢照子君）

各学校からの実施の感想といひますか、所感が出ていひますけど、それを御紹介願ひえすか。

○教育部長（藤松岳文君）

先ほど申し上げましたように、共通意見としては、涼しい感じがするといひような観想が非常に多かつたわけでございますが、また反省点といたしましては、教室から外が見えないため不安がある。また、教室が薄暗くなつたといひようなお話もございましたが、その中で、植栽する植物、植栽しましたのはゴーヤ、ヒョウタン、ヘチマ、マンデヒラといひような植物でございましたが、これらをやはり間引きするとか剪定をするとかして、対策を立てるといひような方法もとりながらやっていかないと、なかなか解消ができないんではないかといひ反省点も伺つておひます。以上でございます。

○15番（小沢照子君）

私はもっと設置効果、初年度ですので無理もないかなと思ひますが、設置効果が出てくるんじゃないかと思つたんですね。今、防犯上の問題とか、暗くなつたとか、そういう問題があつたようすけれども、学校の児童・生徒に対して、環境教育、エコ教育といひのは、どのようになさつていひるんでしひょうね。もう少し緑の観点に対して、ほかの地域では保育園にしひても、あるいは学校にしひても、ああ環境教育が身近に体験的になされたなといひ、そういう感想が出ていひるんですね。でも、当愛西市の感想を伺ひますと、そういうふうなよい効果的なことは伺つていなくて、逆に反省点が出ていひる。それもひとつこれからの課題すけれども、どのように学校で環境教育をしておられるのか伺ひます。

○学校教育課長（山田喜久男君）

私の方からお答えさせていただきます。

大きなテーマ、環境教育といひことすけれども、今回のことに限つてまず申し上げます。

緑のカーテンについては、生活科といひ科目があるんすけれども、その中で、各学校でこのようした成果、緑のカーテンをやるとこのよう効果が上がるんだよといひことを説明しながら栽培をしたといひことは聞いておひます。環境教育全体のことといひことになりますと、3年生以上に社会とか理科とかいひ科目が出てくるわけなんすけれども、そういったところでもっと大きな環境問題といひことで指導をしひていくと、学習をしひていふには理解を

しております。以上です。

### ○15番（小沢照子君）

やはり子供たちにわかりやすい温暖化についての教育といいますか、指導をしていただかないと、今の外が見えなくて不安だとか、あるいは暗くて電気をつけなきゃいけないからかえってエコに対しては反比例しますとか、そういうあれがあったんでしょう、そういう感想が。ですから、これは、言うなればヘチマとかゴーヤとか植栽するだけのことですけれども、何のためにこれをやるかということを通じて子供たちに教えていく。そういうことであれば、じゃあ例えば気温がどのように変化するかということも関心を持って子供たちは記録できると思うんですね。ただ、私も何回か議会でも申し上げてきましたので、もうやらないといけないという感じでただやるのではなくて、これを実施することによって、子供たちの環境に対する認識はどういうふうになっていくかということを実際に考えていただいて教育していただくことが大事ではないかと思えますね。

ちょっと時間がありますので、エピソードを一つお話しさせていただきますけれども、本当に子供のしつけとか教育というのは、やはり小さいころからが一番大事なんですね。私なんぞが申し上げることはないと思えますけれども。何か一つやるにつけても、よく教えていただいて、何のためにやるのかだとか、きちんと説明していただいて、実効の出る実施をしていただきたい。と申しますのは、私もこのエコ関係では、何年か住民の方を対象に聞き取りをやったりしていろいろやってまいりました。その中で、ある家庭の若いお母さんですけれども、私もそれから私の家族も喫煙の習慣がございませんので、たばこのことはよくわかりませんが、それを奥様が、御主人がたばこを吸うときに、あれ、パッケージにセロハンがついているんですかね、外側に。あれをいわゆる可燃のくずかごにいつも捨てるから、それを注意されたそうなんですね、何回か。注意というか、そこは捨てていけないと。けれども、聞き流していた。けれども、あるとき小学生の子供さんがそれを見て、「お父さん、それはそこに捨てるんじゃないよ」って、お台所の方を指さして「あっちのプラスチックの方だよ」ということを言われたらしいんですね。そうしたら、その御主人が「そうか、これプラスチックか」と言ってすぐにそのくずかごから拾って、プラごみの方へ持っていったと。そういうことで、本当にそれは多分子供さんとか、うちでは教えてないとそのお母さんはおっしゃったんで、だから学校か、あるいはお友達のうちかどこかで聞いてみえたと思うんですけれども、そういうことが、小さなことですが、そういう非常に細かいことが、先ほどもまさに広報あいさいの9月号に出ておりました「環境問題は、私たち一人ひとりが考えなければならない身近な問題であるわけです」と出ていますけれども、例えばそういうことが日常生活に小さなエコ対策として出てくるような、たとえば緑のカーテン一つ学校に設置するにしても、やっていただきたいと思うんですね。それで、いろんな創意工夫が、枯れちゃったとかいうお話もありますけれども、創意工夫が大事ではないかと思えます。そういう工夫をなさっている住民の方もおられます。ですので、県に倣って、そういうものをお聞きできる、教えていただける場として、提案しております愛西市として、コンテストとか、そういうところの考えは、市長、いかがでしょ

うか。

**○市長（八木忠男君）**

緑のカーテン、これ、以前も質問があったと思うんですが、先般、名古屋近隣市町村懇談会で、ちょうどこの緑のカーテンの発表が江南市からありました。これが江南市の市役所の玄関、そしてこちらの方が保育園という、これ資料5枚ほどありますが、他の施設も。そんなことで、大変立派にされておりますし、できたゴーヤを市民の方に持ち帰っていただく新聞報道、これもございましたので、こちらから平成17年から取りかかったということでありまして、まずは公共施設に、これの実施の普及、あるいは市民の皆さんにも、あるいは事業所の皆さんにもPRをしてまいりたいと思っておりますし、その取り組みで20年度、公共施設39、市民21、事業団体3、これが21年では、4年目ですか、36、市民105、団体7というような大きな数字になってきているわけでありまして。愛西市でもそうした目標を捕らえながら、全市的にまずは公共施設から充実をして普及をするよう努めてまいりたいと、こう思っております。

**○15番（小沢照子君）**

質問は、コンテスト等の開催はいかがでしょうかという……。

**○市長（八木忠男君）**

いつコンテストをということではありませんが、そうした普及、啓蒙活動の中で考えてまいりたいと思っております。

**○15番（小沢照子君）**

愛知県の方には、県でするので、地球温暖化対策室がございます。これは、私ども愛西市とほとんど同じ人口6万6,000で、平成17年の3月に合併をされた山口県の山陽小野田市では、これも地球温暖化対策地域協議会なるものを立ち上げて、どこでも立ち上げているところはやってみえます。個人や団体など91件の希望者に、ニガウリの苗等を、つくり方を書いたパンフレットも本当にきめ細かく配布し、また出前講座などで普及を推進している。写真コンクールを開催し、それを見た方が、私もあのようにやったらきつとうまくいくかもしれないみたいなことで、非常に好評であるということで、ここはまた小学校でも写真コンクールをやっている。教室が涼しくなったとか、あるいは児童への環境教育や植物への関心も高まり、教育的効果があったと、そういう感想が出ております。でするので、市民と一緒に進めるためには、やはりコンクールという聞こえがあれですけれども、そういうものを開催したり、今環境課ですか、本市の地球温暖化対策に取り組んでいるのは。どこの課ですか。係の方、おられますか。

**○市民生活部長（加藤久夫君）**

県等の窓口につきましては環境課ですが、全体的なあれにわたってまいりますので、いろんな市の姿勢とかそういうあれに関係してありますと、総務に入っていたりとか、企画に入っていたりとかというふうに進めております。

**○15番（小沢照子君）**

私はやはり、これは非常に最近では地球温暖化が原因ではないかと言われておりますところのゲリラ豪雨とか、本当に大切な人命を奪うそういう気象現象が起きておりますので、地球温

暖化対策室とまではいかなくても、そういうあちらこちらの寄り集まりではなくて、本当にこれを真剣に専門に取り組んでいる係なり、そういうものが必要ではないかと最近思うんですね。そういうものの設置はいかがですか、市長。

**○市長（八木忠男君）**

これも、先進地、江南さんばかりじゃありませんが、よく勉強させていただいて、いろんな状況判断をしてまいりたいと思っております。

**○15番（小沢照子君）**

ありがとうございます。

それでは、先ほどエコへの取り組みで、職員さんですかね、通勤のお話がありましたね。この件に関して、一昨日ですかね、津島の市議会でも新聞に掲載されておりましたけど、エコへの取り組みで、津島市が通勤や公務中の移動の際、自転車の活用を促していきたいというふうに御答弁があったんですね。津島市内とこの愛西市では地域的に違いますので一概には言えないかと思いますが、この点はどうですか。お隣で実施されることではございますので、伺っておきます。

**○総務部長（水谷洋治君）**

この自転車の関係について、実は県の方でもやってみえるというようなことで、私ども県の方が推奨してみえることについては、協力できる範囲で協力していこうと。ただ、その中で、通勤距離等の関係もございますので、一概に全職員にやらせるということではできないこともございますので、そういうような中で、内部で協議した中で、ある程度の距離を定めまして協力していただける職員においては、そういうような形でやっていこうというようなことで、ちょっと今、まだ皆様をお願いというか、おろしたところでございますので、まだ結論には至っていないということですが、進めたいというふうには考えております。

**○15番（小沢照子君）**

ありがとうございました。

やはり、このエコ対策と申しますのは、先ほども申し上げましたが、人命にかかわることが大変多うございます。ですので、対策室とまではいかなくても係とか、あるいはコンテストまでいかななくてもふれあい箱に入れていただいてもいいでしょうし、そういうものを広報誌等に募集といいますか、書いて掲載していただいて、一人でも多くの方にいろんな創意工夫をお聞きしたり、今の職員さんの自転車通勤ですか、あるいは公務中の仕事の移動の自転車の件ですけども、やはり全部が一斉にこれをやるということはなかなかどのエコ対策も難しいと思うんですね。ですので、できることから、その人その人が、個人個人ができることからでいいと思いますので、今の自転車の件もできる方から、無理はいけませんので、できる方からということと、それから繰り返しますが、広報誌等にぜひともそういう募集をしていただいて、市民の皆さんが私はこれならできるわというものを見つけていただいて、少しでも温暖化に対して対策が講じられていきますようお願いを申し上げまして、終わります。

**○議長（加賀 博君）**

これにて15番議員の質問を終わります。

ここで10分ほど休憩をとらせていただきます。再開は2時30分再開といたします。よろしくお願ひします。

午後2時19分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、通告順位4番の27番・宮本和子議員の質問を許可いたします。

○27番（宮本和子君）

2点、一般質問を行います。

第1点目は、新型インフルエンザ予防対策を早急に。その1点ですが、夏休み最後の1週間に、全国で14万人が新型インフルエンザに感染したと報道されました。また、きょうの新聞で、厚労省の発表では、学校、医療、福祉施設などで、9月第1週で新型インフルエンザの集団感染の発生件数が前の週の1.6倍になったと発表がありました。夏でさえ衰えない新型インフルエンザは、これから秋・冬に向けて猛威を振るうと言われております。先日の国保運営協議会では、愛西市では新型インフルエンザに6,000人がかかると、そのうちの0.5%の30人が死亡すると言われていたと医師が発言をされていましたが、従来型よりも死亡率は高い試算が出て、従来型より大規模で、なおかつ亡くなる方も多くなるということが予想されます。ピーク時には1日当たり76万人が発症し、4万6,000人が入院すると言われております。新型インフルエンザの感染拡大のピークに備えて、感染拡大と重症化を防ぐ対策が急いで求められています。愛西市としてどのような対策を考えておられますか。

2点目ですが、9月から学校が始まりましたが、市内の小・中学校、保育園、幼稚園、高校などの集団感染が引き金となって、一気に感染拡大するということとなります。特に、子供の重症化をどう防ぐのかが大きな問題となっています。今回の補正予算では、保育園、児童館、そして母子通園、幼稚園では、加湿空気清浄機、消毒用の消耗品などを予算化し、新インフルエンザ対策に対応されていますが、小・中学校などの対応はどのように行われるのですか。

3点目ですが、新型インフルエンザで既に11名と、毎日のように亡くなる方がふえてきますが、呼吸器系疾患、糖尿病、腎臓病、心臓疾患などの病気にかかっている人がほとんどです。インフルエンザの症状が出て、新型なのかどうかの検査もすぐにわからないと言われております。新型インフルエンザのワクチンが不足の中でどのような対応をされるのか、お尋ねいたします。

大項目の2点目ですが、安心して介護できる介護保険制度に。

1点目ですが、第4回介護保険制度の見直しで、低所得者に配慮した保険料となっていると9段階に保険料が改正されましたが、8月に介護保険料の決定通知を見て、介護保険料が上がったという声を聞きましたが、何段階の人が何人介護保険料が上がったのか、下がったのか、具体的な数値を示していただきたい。

2点目ですが、新基準による要介護認定がことし4月から行われましたが、要介護度を低くし、介護費が削減されるという関係者の批判と運動で、新制度の基本的な考え方を覆す大幅な修正に追い込まれました。今回の厚労省異例の見直しを決めたのは、新認定制度の目的が介護費用の抑制を目指した厚労省の内部文書を暴露した、日本共産党の小池晃議員の国会での追及が決定打となりました。改定以前から介護保険を利用されている人は、今までと同じ介護度に戻されるなどの見直しが行われましたが、4月からの新規の認定者は、そのままの新基準の認定で介護度が決まるということで不公平だという声が沸き、利用者不在の認定にならないようにということで、また10月からの認定の見直しが行われるようですが、どのような見直しが行われる予定ですか。

3点目ですが、今、特別養護老人ホームは、待機者がいっぱいです。待機者の実態はどのようになっているのか。第4期介護保険事業計画での施設整備計画は、どのようになっているのか。在宅で寝たきりで介護されている人のショートステイを充実する計画はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

4点目ですが、高齢者は、地域で生き生きと生活できるために、宅老所、街角サロンなどの高齢者のたまり場への援助や、閉じこもりを予防するための触れ合い方式の会食など、多面的な施設や事業の拡充についての現状と見解をお聞かせください。

後は自席についてお尋ねしますので、よろしくお願いたします。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

それでは、初めに愛西市の対策は考えておられるのかということでございますけれども、5月に県内発生患者が認められましたのを受けまして、愛西市におきましては、広報の7月号におきまして、全戸配布で新型インフルエンザ感染者発生に伴う愛西市の対応チラシを配布いたしまして、市民の皆様にご予防の大切さをお知らせしたところでございます。それとあわせまして、ホームページにおきましても同内容のものを案内しておりますし、各公共施設の御利用者に対しましても、入り口に手指消毒用の消毒液を常備いたしまして、おいでいただく皆様にご予防に努めていただいております。また、保健センターなどで行っております健診事業を担当する折に、担当者の手指の消毒はもちろんのことではございますが、健診終了後におきましては、ドアノブとか、また机、いす等のふき取りによりまして、環境面での消毒にも努めております。今後の発生状況が未知数である現状ではございますけれども、各施設等で十分な予防に努めるとともに、市民の皆様に対しましても、折に触れ予防の大切さをお伝えしていきたいと考えております。うつされないようにするということは大変難しいことではございますが、感染したときに他人にうつさないことが大切です。市民の皆様にも手洗いとかうがいの励行、また症状が出た方におきましては、マスクの着用、外出の自粛、人にせきやくしゃみをかけない、せきエチケット等の徹底の大切さを伝えていきたいと、このように考えております。

なお、今現在の備蓄状況でございますけれども、消毒液におきましては、現在15リットルございます。といいますのは、各施設にすべて配付しておきまして、手がついていないというの

が15リットルでございます。それと、マスクにつきましては、1万枚でございます。そのほかに、感染症予防セットといたしまして、30セット備蓄をいたしております。なお、消防については別途備蓄をしておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

それでは、私の方から市内の小・中学校の対応はどのように行われているかということで、お話をしたいと思います。

2学期の開始とともに新型インフルエンザの急速な感染拡大が懸念されておりますが、県教育委員会より8月27日付で今後の新型インフルエンザの対応及び臨時休業の考え方が示されました。それによりますと、学校でも健康観察を行い、必要に応じ保健室へ移動させ、健康状態を確認したり、下校をさせ医療機関に受診させるなどが示されております。また、児童・生徒には、手洗い、うがい、せきエチケットの励行を指導することとなっております。さらに、臨時休業の考え方といたしましては、学級閉鎖につきましては、従来のインフルエンザでは欠席者数が在籍者数の20から30%を目安としていたところを、同一学級で欠席率が約10%となった場合となっております。休校については、学年を超えて感染拡大のおそれがある場合となりました。なお、措置期間はおおむね4日間とし、状況により延長となっております。市教育委員会といたしましても、9月1日付で保護者あてに、家庭での健康管理や臨時休業等の目安を記載した新型インフルエンザに関する感染拡大防止についての依頼文を配布したところでございます。よろしくお話ししたいと思います。

#### ○市民生活部長（加藤久夫君）

それでは、私の方からは予防接種の関係でございますが、今回の新型インフルエンザにつきましては、強毒ではございませんが感染力が大きいということは皆さん御存じのことと思っております。また、予防接種が効果的なことについても報じられておりますが、国の方では有識者の意見を聞き、また医療従事者、心臓病等基礎疾患のある人を考慮いたしまして、予防接種の優先順位を9月中に調整し、決定していきたいというようなコメントをしております。また、一部の医療機関の医師から聞くところによりますと、通年であれば季節性インフルエンザの発注もこの時期にある予定だが、現在のところ動きが鈍いというような情報も得ております。いずれにいたしましても、愛西市民のみならず全国民の問題であることから、接種の優先順位を含め、国の方針の決定を待つところでございます。以上でございます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、2点目の問題でございます。安心して介護できる介護保険制度にということで、お答えをしたいと思います。

まず最初に、介護保険料の見直しで8月に上がったという声が多いがということで、どの程度上がったのかというような御質問でございますが、本算定ベースの階層ごとの比較ということでお答えをさせていただきたいと思います。御承知のように、今回9段階の区分に分けさせていただいておりますが、介護保険料が下がりましたのは第3段階の人、それから第4段階、第6段階の方が下がったわけでございます。第3段階の世帯全員が市民税非課税で、本人の

合計所得金額プラス課税年金収入が80万円を超える方につきましては、保険料率につきましては基本額かける0.65、0.10%の減ということで、保険料の年額につきましては3万円ということで、4,600円の減額となっております。7月末現在の対象者数につきましては、928名ということになっております。それから、第4段階の本人が市民税非課税で、本人合計所得金額が課税年金収入80万円以下の方につきましては、保険料率は基準額の0.85、0.15の減ということで、保険料の年額につきましては3万9,200円、7,000円の減額となっております。対象者数につきましては、3,974名ということでございます。それから第6段階でございますが、本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が125万円未満の方につきましては、保険料率につきましては基準額の1.20、0.05の減ということでございまして、年額は5万5,400円、2,300円の減額となっております。対象者につきましては2,312名でございます。

また、介護保険料が階層として上がりましたのは第9段階の方でございまして、本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が500万円以上の方についてでございますが、保険料率につきましては基準額の1.75、こちらの方につきましては0.25ふえておる状況でございます。年額は8万800円で、1万1,500円の増となっております。対象者は388名でございます。これはあくまでも階層ごとの比較ということでございまして、もし先ほどお話がありましたように、保険料が上がったというふうに思われる方がございましたら、お問い合わせをいただければ、直接資料等を確認いたしましてお答えをさせていただくことが可能でございますので、よろしくお願いをいたします。

なお、本年度8月に発送させていただいたわけですが、担当の方に確認をいたしましたところ、例年に比べて問い合わせは少ないということでございます。ただ、そういった中でも、所得に変動があった方だとか、65歳になって初めて納付書を受け取る方、それから徴収の仕方が6期に分けて徴収するわけですが、仮徴収と本算定による徴収という、そういった仕組みがございまして、同じ年額でもその前の年の所得等によって、その仮徴収と本徴収と違うという場合がございますので、そういった仕組みによる問い合わせ等もございます。そういったことが、今回8月の本算定を発送したときには、お問い合わせをいただいたということです。ちなみに、第9段階の方の問い合わせは思ったより少なく感じたということを担当者は申しております。

それから、2点目でございますが、新基準で介護認定が始まったわけですが、先ほど質問にありましたように、いろんな批判がありまして、10月から再度見直しが行われるということでございますが、どのような見直しが行われるかということでございます。

その内容につきましては、高齢者の心身の状況に関する調査項目74項目のうち、43項目が見直されるというふうに通知が来ております。具体的に申し上げますと、現行のテキストでは、麻痺や拘縮の有無といった身体機能・起居動作の項目などで、認定調査の際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日ごろの状況が異なる場合、「実際に行ってもらった状況」を選択するというようになっておりましたが、改訂版につきましては「より頻回な状況」、要するに日ごろの状況で判断をするということに変わってきております。日ごろの

状況を選択していただきまして、具体的な内容を特記事項に記載するということになりました。

また、現行テキストでは、たとえ不適切な介助が行われていた場合でも「実際に行われていた介助」を選択し、状況については特記事項に記入するということになっておりましたが、改訂版のテキストにおきましては、不適切な介助が行われている場合は、その理由を特記事項に記載した上で、「適切な介助」を選択することになりました。例えば、重度の寝たきりで1週間以上、体を洗うことがなされていない場合は「介助されていない」を選ぶということになっておりましたが、修正案では、実際に行われている介助が不適切ならば、調査員が「適切な介護」を選ぶということになったものでございます。このほか「起き上がり」などの項目で、自分の体の一部を支えにして行う場合、現行のテキストでは「できる」ということを選択することにしていましたが、改訂版のテキストでは、「何かにつかまればできる」を選択することに変更されております。

それから、そのほかいろいろございますが、そういったことで結論を申し上げますと、事実上、従来の調査項目の基準に戻ったということで通知をもらっているところでございます。

それから3項目めでございますが、特別養護老人ホームの待機の状況でございますが、市内の特別養護老人ホームで申し上げますと、愛厚ホーム佐屋苑におきましては定員が100名でございますが、施設全体で55名、そのうち愛西市の方が24名、それから特別養護老人ホーム悠々の里でございますが、こちらにつきましては60名の定員で施設全体で122名、うち愛西市内は54名、それから明範荘特別養護老人ホームにつきましては、110名の定員で91名の待機者、うち愛西市が34名、特別養護老人ホーム佐織寿敬園につきましては、80名の定員で68名の待機、うち愛西市が34名ということでございます。ただ、この待機につきましては、今は重複の申し込みができますので、その辺のところは考慮されていない数字でございますので、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

この整備計画の関係でございますが、愛西市での第4期介護保険事業計画での施設整備計画数でございますが、月単位で申し上げますと、平成20年度末の推計値438名、介護老人福祉施設245名、介護老人保健施設130名、介護療養型医療施設63名に対しまして、23年度末の計画値では490名となっており、新たに52名の方がそういった入所を見込んでおるということで出しておるわけでございます。この人数を愛知県の老人福祉圏域であります海部圏域に報告をいたしまして、海部圏域の中で調整されていくというふうにご考慮しております。

それから、ショートステイにつきましても、私どもの計画におきましては、1月当たり149日の利用増を見込んで計画を立てておりますので、現実に入るところがというようなお話もあるかもしれませんが、あくまでも私どもは介護保険の事業計画上、給付費の見込みということで、過去の経緯等を見まして、増ということで計画を見込んでおるところでございます。

それから4点目のふれあいサロンの件でございますが、私どもといたしましては、現在JA愛知海部と協力をいたしまして、閉じこもり予防、認知、うつなどの可能性が高い人などにつきましては、愛西おでかけサロンを市内の6カ所、佐屋老人憩いの家、佐屋老人福祉センター、立田北部地区防災コミュニティセンター、立田南部地区防災コミュニティセンター、八開保健

センター、佐織保健センターで月2回開催をしております。

このうち2ヵ所、佐屋老人福祉センターと佐織保健センターにつきましては、入会希望が多くて回数をふやしておるところでございます、今後ともそういった介護予防等には十分努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○27番（宮本和子君）

では、新型インフルエンザの方から質問を行います。

毎日のように今、新聞紙上でも状況がどんどん変わってくるので、原稿も毎日変えていくような状態なんです。愛知県内でも9月の第1週では、新型インフルエンザの集団感染が疑われたのは76件で、前の週の倍増となって340人になっているということです。感染が広がった場合、感染状況について市民、医療関係、学校、幼稚園、保育園の関係者に適切な情報提供や広報活動はどのように行われるのか。また、津島市では9月下旬には行動計画を立てて目標を策定し、秋冬の流行に備えるということですが、愛西市としては行動計画などを策定する計画があるのか、お尋ねいたします。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

インフルエンザの状況提供というのは、本当に市民の皆様もお迷いの点もございます。そのような中で、広報というのは本当に大切なことであるというようなことを認識しております、広報車とか同報無線、また時には臨時にチラシ等の関係についても考えていかなければならない問題であるということは認識いたしております。

それから、行動計画の御提案でございますけれども、行動計画におきましては、現在愛西市におきましても調整をいたしております。それで、今の予定といたしましては、今議会最終日には議員の皆様にもお示しをしたいと、そのような状況で現在作業を進めております。よろしくお願ひします。

#### ○27番（宮本和子君）

では、行動計画もしっかり部内で検討していただいて、つくって策定していただきたいと思ひます。いざというときに、この行動計画に基づいてしっかり市民に情報提供などや広報活動などを行っていただきたいと思ひます。

次に、学校、保育園、児童クラブなどで集団感染した場合の学校閉鎖、休校、休園などの連絡網についてですが、メール配信や、追っかけ機能つき連絡網など、サービスもあるというふうに聞いておりますが、情報提供や連絡網の体制は十分行われているでしょうか。お尋ねいたします。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

その件につきまして、教育関係でございますが、まず体調不良の確認をいたしましてA型インフルエンザによる欠席かどうかの把握をいたします。理由がはっきりしない欠席の場合の確認もあわせて行っております。それを教頭、養護教諭に連絡がございまして、A型インフルエンザによる欠席学級10%以上の確認をいたしまして、校長、学校医、市教育委員会に連絡がございまして、そして相談をし、学級閉鎖の決定をするわけでございまして、そうしますと、当日

メール配信を行います。これは学校全体に行います。また該当学級において、お願い文をお子さん方に持って帰っていただく。また後日、学校全体に文書でお願いもいたしております。このような形で学校の案内等を行っております。よろしく申し上げます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

児童クラブの方のお尋ねでございましたが、私ども5月の連休に国内で発生した後、いろいろ状況がございまして、そのとき5月14日でございますが、利用者の連絡網の整備についてということで、福祉部の会議におきまして、児童クラブばかりでなく他の保育園等、それから作業所ですとか、わかば園とかいろいろございますが、そういった福祉部の施設につきまして、その辺の確認を行ったところでございます。それから、施設の休園の予告、こういった場合にはやむを得ず休園させていただく場合があるかもしれませんというような通知も、そういったときに保護者あてに送付をしております。以上でございます。

#### ○27番（宮本和子君）

先日、テレビを見ていましたら、メール配信、今のところ学校やまた保育園でもそうですが、そういったことでやっているのですが、追っかけ機能つき連絡網というサービスも最近はあるそうで、もしメールでお母さんのところならお母さんのところへ行って、見ないで連絡がとれないという場合もあるし、そういった場合は、また今度お父さんのところへ連絡が行くとかね。お父さんのところへ連絡がなかったら、またほかのところへといって次々追っかけていって連絡が確実にとれるという確認をしながらやる機能なんかもありますということで、テレビで放映をされていましたが、そういった方法もあるので、携帯のあるところはそれでいいんですけど、ない方もありますので、そういったところでは全員にきちっと学級閉鎖とか休校ということは連絡しないと、学校へ来ちゃったとか、そういうことも今の段階ではあるというお話も聞いていますので、そういう点でそういったサービスなんかも考える一つの方法だと思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

私どもでは、先ほど申し上げましたように、メール配信をまず行いました。そして、配信できない家庭には電話でもってお知らせをしておる、またそれとあわせて該当学級については閉鎖のお知らせということで文書をもって通知もしておるところでございますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

#### ○27番（宮本和子君）

だから、できない場合のことを言っているんですけど。連絡がとれないところは、これで網羅されますか。そういう方法で、すべての方に網羅するというふうに考えてみえますか。

#### ○学校教育課長（山田喜久男君）

私の方からお答えをさせていただきます。

まず、メール配信をしますと受信記録が出ますので、それで確認がとれると思います。ただ、メール配信の登録がされていない御家庭もございます。その家庭については、先ほど議員おっしゃるように、第1連絡者、第2連絡者、第3連絡者とありますので、そういったところで

電話連絡をさせていただいております。

また、全校に対しても今回の学級閉鎖をした学校の例をとりますと、学級閉鎖したところは当然欠席者もおりますので、そういうところには電話連絡で確実にとるとということと、家庭への案内文を全校にも紙ベースで子供さんに持って行っていただく、そういった方法もとりましたので、全校連絡漏れはないというふうに確信をしております。以上です。

**○27番（宮本和子君）**

じゃあ、保育園や児童館、その福祉部の関係も、そういう点ではきちっと連絡が最後まで100%とれるような方法でやっておられるというふうに解釈してよろしいでしょうか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

私どもの方はまだ電話連絡の方が主になろうかと思いますが、確実に保護者さんに伝わるように体制を整えております。以上でございます。

**○27番（宮本和子君）**

今回の新型インフルエンザで重視をされるということは、学校などでの集団感染を防ぐということが一番ですし、またうがいや手洗いに心がけるということが、感染が発生した場合の拡大を防ぐということでは一番ということですね。そして、学級閉鎖や休校、休園も必要となってきますが、その際重要なのは、親や家庭、家族の負担軽減の対策もとるとということですね。お母さんは学級閉鎖や休校や休園になった場合は仕事を休まなきゃいけない、そういう状況に追い込まれるわけで、そういった場合の対応として児童クラブや病時・病後保育というのも愛西市ではきちっとやられておるわけですが、それでも足りないことも出てくると思うんですが、そういった場合の臨時の保育や学童保育体制、また企業に休みを保障させる、ここの愛西市の職員もそういう点では大きな愛西市の企業ですから、そういったところでもきちっと保障させる。親の負担にも気を配って手を打つということがやはり行政の責任だと思っておりますが、その点での見解をお聞かせ願いたいと思います。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

先日もある学校のクラスでありましたけれども、そのクラスの皆さんについては、やはり自宅待機ということが原則になっておりますので、児童クラブでの受け入れはお断りをさせていただきましたが、それ以外のクラスの子につきましては、受け入れをさせていただいているのが現状でございます。私どもも現在、幸い集団発生、全然保育園で発生していないかと言われますとそういうわけではございませんが、発生はしておりますが、クラス閉鎖とかそういったところまでは至っていないのが現状でございます。私どもも現在、指針とさせていただいておりますのは、8月25日付で来ております社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後の集団発生の監視の協力についてという通知に基づいて、今、対応をしておるわけですが、これに基づきますと、7日以内に2名以上が発生をした場合には保健所に通報するという事になっておりまして、その後保健所と相談をいたしまして、クラスを閉めるだとか休園にするだとか、そういうことはその後相談しながら進めるということになっておりますので、まだ現状そこまでの事例はございませんので、そういったことでよく相談をしながら、

先ほど言われましたように、ちょっと忘れましたが、どこかの保育園では「うちは休園しません」というようなことを言われた保育園も、愛西市内ではありません、よその県ですけれども、あるということニュース等で見たこともございますが、保護者の方とのその辺のお勤めの状況もありましょうし、そういうことも十分加味しながら対応していかなければならないなという事は常日ごろから思っているところでございます。

#### ○27番（宮本和子君）

そういった場合、もう保育園が休園になってしまうとお母さんも仕事に出られないという状況も生まれてきますし、そういう点で今後どんな状況になるのかって、なってみないとわからないということもありますが、ある一定のそういった体制を職員間できちっと話し合っ、その対応性をとっていくと。病時・病後の保育なんかもやっておられますけれども、そういったところの対応もそこら辺では一緒に考えていくということが大切かと思うんですが、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

このインフルエンザに対する現在の考え方は、集団発生をいかに抑えていくかということになっておりますので、先ほど働く母親の面から見ればそういうこともあるかと思いますが、一方では集団発生を抑えるということもございますので、一概に休園にしないとかクラスを閉めないとかそういうわけにはまいりませんので、あくまでもそれぞれのそのときそのときの状況が、先ほど質問の中にもありましたように状況が刻々と変わりますし、国の通知もいろいろ変わってきますので、その辺も十分通知文等にも注意をして見ながら、そのときそのときの状況を保健所とも相談したりとか、そういうことで対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○27番（宮本和子君）

そういった点では、感染を防ぐということが私も一番大切だとは思いますが、やはり保育所は特に働くお父さん、お母さんのための施設でもあるものですから、やはりそういった場合の対応も、ある一方で考えていくということをとらないと仕事ができないという体制もありますので、ぜひそういったことも今後あわせて考えていただきたいというふうに思います。

そして、弥富市ですが、地域活性化・経済危機対策で、新インフルエンザ予防対策として、小・中学校に自動水洗蛇口ですか、手を出せばお水が出てくるということで1,010万円と、公共施設にも自動水洗蛇口とエアタオルなど1,232万円が予算化されて、今回設置をされるということですが、新インフルエンザの予防には、先ほどもお話がありましたように、毎日のうがいと手洗いが一番の予防だというふうに言われております。普通の蛇口では、汚染された手で蛇口をひねれば次の方にもまた汚染されるということになります。佐織中学校では自動水洗蛇口になっているということですが、今後学校を初めとして公共施設の水洗蛇口の自動化についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

学校関係ではまだそこまで予算化する段階ではないと考えておりますので、よろしく願い

します。

**○27番（宮本和子君）**

一応、弥富も弥富中学校で自動水洗化になったということで、各学校や公共施設にもそういう形で自動水洗蛇口化をされたということですが、そういったことで今後の話ですが、公共施設やなんか、体育館は親水公園の体育館は多分自動だと思ったんですが、そういうところ、新しく建つところではそういう形になろうかと思いますが、今後もそういった公共施設の水洗蛇口の自動化、全体的な問題で今後どのように考えていかれるか、その点をぜひ市長、お考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

**○市長（八木忠男君）**

今、担当が申しあげました自動水洗蛇口もいろんな場所といますか、児童館でも採用しているところ、していないところがあったようでございます。今般の市の建設の折にも、いろんなとらえ方はありますけれども、御指摘いただいた点、ある方に聞きますと、手ですることが節水なのか、自動の方が節水なのかとか、いろんなことも聞いたこともございますけれども、御指摘いただいた件、十二分にまた考慮してまいりたいと思っております。今すぐそれを採用するというとらえ方じゃございません。

**○27番（宮本和子君）**

今後はそういう方向で多分なるかとは思いますが、ぜひ検討をしていただきたいと思っています。

そして、この9日、昨日の中日新聞では、新型ワクチン接種について原則として予約制で行うなどの方針がまとまりまして、優先接種の対象者として第1に患者を診察する医療従事者や、また妊婦さんそして基礎疾患のある方、1歳から就学前の幼児、それから1歳未満の乳児の両親など優先接種が望ましいということで書かれておりました。また、小・中学生や65歳以上の高齢者も含めて約5,400万人の人のワクチンを優先するということになっております。料金については2回接種で8,000円ほどかかると言うておりますが、接種料金は全国一律にするといっても家族で何人か接種するというふうになりますので、そういった意味では費用負担も膨大となってきますが、今のところ国など、また市などでも補助制度についてはどのようなになっているのか、お尋ねします。

**○市民生活部長（加藤久夫君）**

この費用負担、確かにかなりの負担になると思いますが、国等の動向を眺めましてよく検討したいと思っております。よろしく申し上げます。

**○27番（宮本和子君）**

今のところは、インフルエンザにかかりましても、新型か従来のインフルエンザかというのはすぐに結果が出る状況ではありません。新型と従来のインフルエンザのワクチンの接種は、どのような対応をとるのでしょうか。また、従来のワクチンの費用負担では、高齢者は1,000円の費用負担で済みますが、子供は今全額負担となっておりますので、子供にもワクチン接種の費用負担の軽減はできないのでしょうか。新型インフルエンザの費用負担とあわせて、ぜひ市

独自の補助制度をつくるべきだと考えますが、その点をお尋ねいたします。

**○副市長（山田信行君）**

今回の新型ワクチンに対しましては、新しい政権もこういった体制については十分整備しておくとお明言しておられますので、しばらく国の動向を見まして、私どもの市の対応も考えていきたいと思っております。

**○27番（宮本和子君）**

今回は、そういった意味では弱毒性のインフルエンザで、本当にかかってもほとんどの方が軽度の症状で完治するということですが、今後強毒性というんですか、もっと強い毒性のあるインフルエンザなどに変質する可能性もありますし、また鳥インフルエンザということも片一方では言われることもあるわけで、やはり市民の命と健康を守るというのが自治体の最大の役割でもあります。どんなときでも対応できる強固な体制をぜひこの機会につくっていただきたいと思いますが、その点のお考えをどのようなお考えかお聞かせ願いたいと思います。

**○副市長（山田信行君）**

想定の間階でいろいろなことを心配していくというのはなかなか難しいこともございます。私ども、今新型インフル対策本部を設けておりますので、そういった事態が生じたときには、この対策本部の中でいろいろ検討し、即効性のある対応をしていきたい、そのように考えております。

**○27番（宮本和子君）**

では、ぜひそういった意味で本部をきちっと立ち上げて、対応できるようにしていただきたいと思っております。

では次に、安心して介護ができる介護保険制度の方に移ります。

先ほどは、保険についての旧の3、4、5段階の人が合計で言いますと7,214人が介護保険料が下がったということでは、9段階にするということで随分保険料が下がっているなということをお思います。そして、20年度の滞納状況を見ますと、4段階の人が63人、5段階の人が59人で多く、少しでも保険料が下がって保険料を払っていただけたらということをお思いました。しかし、2段階の方がそのままの保険料で、新しい7段階、8段階になった人の介護保険料は、そうしますと旧の何段階の人が該当したのか、その点をお聞かせ願いたいと思っております。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

2段階の人はそのままです。2段階の人は変わっておりません。

**○27番（宮本和子君）**

7段階、8段階の人は、旧の何段階の人が7段階、8段階になったのかということをお尋ねしているんです。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

7段階につきましては、旧の5段階の方ですね。旧の5段階の方が6段階と7段階の二つに分かれておまして、7段階の方は、そのまま5段階の人が移行しております。9段階の人につきましては、もとの6段階目の人が8段階、9段階に分かれておまして、6段階の人が9

段階に、増額の部分でございますが、上がったということでございます。

**○27番（宮本和子君）**

そういう点では、9段階が一番今回の介護保険料で388人の方が保険料が上がったということになります。私、20年度の決算の資料で、介護保険の普通徴収の収納率を見せていただきましたが、収納率の一番低いのが2段階の方なんで、83.6%となっております。第2段階の人は世帯全員が市民税非課税世帯で、本人所得、年金が80万円以下の人で、国民年金などの低所得者の方となります。年間2万3,100円の保険料が払えない人が、240人のうち34人もいるということです。今まで何度も介護保険料の低所得者の減免制度をとということを私は要望しているんですが、第2段階の人たちが介護保険料を実際に払うことができないから、こういった滞納になっているという現状を見ますと、第2段階の人などが本当に払える保険料にしていくということが一番必要ではないかなということを感じたわけで、そういった意味で、第2段階の人などの低所得者の方への減免制度をぜひ実現して、払える介護保険料にしていきたいと思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

今回の措置においてはこの第2段階の方は下げているわけですが、18年の改正には旧の2段階を二つに分けて軽減を図ったという経緯がございます。引き続きそういった納付相談等にも応じまして、分納の方法ということも私ども相談の中でお話しさせていただいておりますので、いずれにいたしましても、今のできる範囲の中で対象の方とお話をしながら未納対策に努めていきたいというふうには思っております。以上でございます。

**○27番（宮本和子君）**

そういう点では、私は本当にこの2段階の方は普通徴収で240人のうちの34人なんですよね。もうほとんど方がそういった意味では普通徴収の方が多くはないかと思うんですが、やはりそういった意味では、そういう人たちが払えないんですよね。だったら、もうそんな滞納するよりも、無理無理お金がないのに払っていただくよりは、払いやすい金額にして、それで払っていただくと。そういう対応をするということの方が、私は滞納整理をしなくてもいいし、払っていただける方法だと思うんですよね。そこをしっかりと、やっぱり市側が現実この34人の方たちが一体どういう生活実態なのかということをきちっとこの機会に把握していただいて、21年度がどうなっているのかちょっとわかりませんが、やはりそういった実態を踏まえて保険料の設定というのはすべきであるし、今後減免制度も考えていくということが私は先決だろうというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

これは始まった当初、平成12年度から始まっておるわけでございますが、あくまでも保険制度でございます。応分の負担につきましては、やはりお願いをしていかなければいけないというふうに思っております。以上でございます。

**○27番（宮本和子君）**

せめて実態だけでも調査していただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○福祉部長（加賀和彦君）

第2段階に集中しているというようなことにつきましては、一度担当とどんなことが考えられるのか、また必要に応じては聞き取りをするのか、そういうことも含めて一度よく相談していきたいと思っております。

○27番（宮本和子君）

本当に今回も、介護保険問題も私も何度も何度も質問をしてきているわけですね。それこそ平成12年からこの問題は、介護を要望するのに、なかなか介護をしてもらえない。それから、介護認定で本当に寝たきりの方が、今回の4月の改正でも要介護2とか3とかってというような状況になって、本当に介護が受けられないということで、今回は改正をされ、すぐにもこういったいろんな方たちの関係者の懸念や批判の声が寄せられて、そして強行された自公政府の厚労省の責任というのは重大な問題で、本当に要介護認定制度はこれで白紙に戻るのかどうかちょっとわかりませんが、きちっともとに戻して、本当にすべての人が必要な介護が提供できるような制度にぜひ根本的に見直して行くべきだと考えますが、そういう点での市の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

今回の介護保険の認定の見直しでございますが、厚労省の通知等によりますと、先ほども申し上げましたように、実情、従来の調査項目の基準に戻ったということをおっしゃるわけでございます。いずれにいたしましても、私ども、前回の改正のときもいろいろ細かいデータ等とりながら、どんな状況なのかなということの把握に努めておったわけでございますが、介護保険制度もいろいろ制度等変遷をいたしておりまして、今回もいろいろ政権も変わったというようなこともございまして、まだまだいろいろ変わってくることもあるかもしれませんが、私どもとしては、利用者の方によりよい制度を提供していけるように、私どもは直接国の施策を決めるということではできませんけれども、そういったできる範囲の中で十分対応していくようなことを考えていかないといけないというふうには思っております。常日ごろからそういうことを思っておりますので、よろしく願いいたします。

○27番（宮本和子君）

終わります。

○議長（加賀 博君）

これで、27番議員の質問を終わります

ここで休憩をとらせていただきます。再開は3時40分再開といたします。

午後3時28分 休憩

午後3時40分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、通告順位5番の22番・永井千年議員どうぞ。

○22番（永井千年君）

それでは質問いたします。

きょうは、総合支所での住民サービスの切り捨てをやめ、充実をというテーマと、愛西市学校給食センターの建設をストップし、自校調理方式で子供たちに豊かな学校給食を、そして3番目に新政権の発足によって市民の暮らし、市の財政にどのような影響があるのかの3点について質問をいたします。

まず、総合支所での住民サービスの問題であります。

庁舎検討委員会で、今後は庁舎と出張所だと検討方向が打ち出されて、新庁舎は新築か増築か、あるいは場所をどこにするかなどの議論も検討委員会では始まっています。市としても総合支所は廃止し、出張所にしていく考えかどうか、市長の考えを明確にお答えいただきたいと思えます。

市町村の合併に関する研究会がまとめています平成の合併の評価・検証・分析という資料があるわけですが、これを見ますと558自治体のうち、47%の262自治体が総合支所方式、33%の186自治体が分庁方式をとっています。合わせますと80%と、窓口サービス中心の支所・出張所方式は13%の75自治体に過ぎません。それは合併しても、今までどおりの役場で住民サービスをやってほしいという住民の強い願いの反映でもあります。

愛西市でも現在の総合支所は、住民に直結した行政サービスはすべてを行うことを原則に、それぞれの庁舎に所在する本課の業務を除いた業務を行っていることになっています。本課の統合を期に、住民サービスも縮小されてしまうことは決してあってはなりません。むしろ、除外されていた業務を含めて、文字どおり総合的な住民サービスの機関として衣がえをして、充実を図るべきだと思えます。市の考えをお答えください。

本課の統合により、広域的な観点からの施策をより強力に推進することと、地域の特性を尊重したより地域に密着した住民サービス・施策を行うための総合支所の充実は両立すると思えます。2005年11月と、愛西市より7ヵ月遅く合併した長野県の本曾町では、合併2年後に支所職員の減少をやめて、職員をふやして、仕事も予算も支所におろして住民自治と住民サービスの充実を図っています。本曾町では、合併時3課あったものが合併2年後には1課となっていて、町長がこのままではいかんということで充実を図って、今では総務振興課、住民福祉課、産業建設課、教育事務所となっています。

愛西市でも、このように発想を転換して、総合支所の職員を充実して、予算と権限もおろして、道路維持や地域行事などすべて現地解決型で図っていく考えはないかどうか、市長の考えをお答えください。

市長はさきの6月議会でも、庁舎の問題は議会で決めてもらうという趣旨の答弁を行っていますが、総合支所で従来どおりすべての住民サービスを行う合併時の約束を市民に相談なく変更することは許されません。合併から4年たち、市の行政サービスのあり方はこのままでいいのかなどを問う住民アンケートを行う考えはないか、改めて答弁を求めます。

市のホームページの愛西市の組織というページがありますが、ここで総合支所だけが主な業務内容を全く書いてありません。私はこれを見てびっくりいたしました。多くの市では総合支

所独自のホームページをつくって、住民の利便性を図っているところが大変多くなっています。余りにも対照的であります。総合支所軽視の考え方の反映ではないかと、なぜこのようになっているのかお答えいただきたいと思います。直ちに是正を求めたいと思います。

続いて、学校給食センターの問題です。

愛西市学校給食センターの実施方針が8月20日に発表されました。これによりますと、新しい学校給食センターは、地域南側エリアへの給食提供の拠点として設置とのことですが、西川端小学校など北部地域の更新計画に全く触れないまま事業決定すべきではなかったと考えます。愛西市全体の学校給食施設をこれからどうしていくのか、長期的視点で市の全体計画をしっかりとつくって行っていくべきであります。現在の事業の推進を一時ストップして、市民の声をよく聞いて、市全体の学校給食施設更新計画をつくっていく考えはあるのかどうか、答弁を求めたいと思います。

学校給食の調理方式は、全国的には単独調理が44%と、センターによる共同調理が55%。愛知県内では単独調理が42%と、センターによる共同調理が58%と拮抗をしています。センターと自校が混在している合併自治体でも、自校に踏み出す自治体も出てきております。日本共産党が行ったアンケートでも、学校給食施設の整備は自校調理方式で59%と大変強い希望があります。市民の声は、更新時期が来たものから自校調理方式に転換を図っていくという意見ではないでしょうか。立ちどまって、アンケートも行って、市民の意見を反映し、計画を抜本的に見直すべきであります。見直しの考えはないか答弁を求めます。

地産地消が叫ばれながら、なかなか具体的に進んでいません。地場産農産物の利用、地産地消を進めるためには、具体的な行動推進組織が必要ではないかと思えます。例えば、JAや生産者、栄養士さんなどが入った利用促進協議会的な組織を立ち上げて、少しでも地産地消を拡大する努力をすべきではないかと思えます。市の地産地消推進の考え方について、改めて答弁を求めます。

19年、20年、21年の各5月の学校給食の納品品目を見ますと、それぞれ105品目、112品目、94品目と、ことしの5月では前年比18品目も減っています。17年度以来この4年間、おいしい給食にするために献立や仕入れでどのような工夫がされてきているのか、17年度以降の変化について御説明をいただきたいと思えます。

最後に、新政権の発足によって、市民の暮らしや市の財政への影響についてお尋ねをいたします。

自民公明政権の退場という総選挙の結果は、日本の政治にとって前向きな大きな一歩であり、私たち日本共産党は心から歓迎しています。しかし、国民が審判を下したのは、あくまで自民公明政権ノ一であり、民主党イエスではないと、多くの国民から指摘を受けています。私たち日本共産党は、民主党が打ち出したマニフェストの中には、国民要求を反映したよい部分と、見過ごすことのできない悪い部分があると考えています。そこで、このままこのマニフェストが実施されましたら、どのような影響が市民にあるのか。昨日は民主党、社民党、国民新党が連立政権樹立に当たっての政策合意を発表していますので、今問題になっています子ども手当、

そして所得税の配偶者と扶養控除の廃止、生活保護の母子加算の復活、公立高校の授業料の無償化、後期高齢者医療制度の廃止、最低賃金1,000円など、試みの計算が行えるものは行って、対象者の数や金額など具体的な説明をいただきたいと思います。

民主党のマニフェストには、子ども手当の財源としての所得税の配偶者控除と扶養控除の廃止のほかに、高速道路の無料化や日米F T Aの交渉促進、そして衆議院比例定数の80削減や将来にわたる消費税の問題など大変問題も多くあります。

私たち日本共産党は、いいものは推進役、悪いものは防波堤として是々非々で行動をしていますが、マニフェストを読んだ市長の感想をお聞かせいただきたいと思います。

また市の22年度予算の編成に、どのような影響があるのかも御説明いただきたいと思います。以上、御答弁よろしくお願いたします。

### ○企画部長（石原 光君）

それでは市長の方への御質問でございますけれども、現状の整理をした中で、また私ども事務方の方から最初に御答弁をさせていただきたいと思います。

まず1点目の庁舎の検討委員会で、それぞれ庁舎の統合と出張所についていろいろ検討がされておりまして、庁舎については統合し、本課業務を集約する中で、行政サービスを低下させないために出張所を一応設置すると、こういうことが現時点、先ほど議員からもお話がございましたように、検討委員会の方で確認がされております。

そしてまた、市の方針といたしましては、これは御案内のように、愛西市の行政改革大綱の中でも、効率的な組織・機構を構築するというような一つの方向づけを出しております。そして、支所あるいは出張所のこれはいろいろ捕らえ方に語弊があると思いますが、呼称にこだわるものではなく、やはり市民にとってわかりやすく適切なサービスができる組織というものを市として考えていくべきではないかなあと。そういったサービス、体制づくりというのが必要ではないかということで、きょう現在まで一応取り組んでいるというのが現状でございます。最終目的というのは、やはり市民サービスへの迅速な対応、いわゆる意思決定のスピードを求めるとというのが最終目的ではなかろうかというふうに考えております。そして、申しわけございませんけど、五つ質問をいただいておりますけれども、4項目めの質問に対しての回答をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

四つ目の質問の中に、合併してから4年がたち、本当に市の行政サービスの中では、これでいいのかと。市民の皆さんに住民アンケートを行うべきではないかという御質問でございますけれども、これは愛西市が合併に向けて合併協議の中で、総合支所の組織については住民サービスに急激な変化を来すことのないように配慮するものとする、というような合併協議の確認がとられております。またそうした中において、新市においては既に組織及び運営の見直し、効率化に努めるものとする、これも合併協議の協定の中の一つの方針として示されておるのが実情でございます。

そして愛西市、本年この4月の組織・機構の見直しについては、この合併協議の約束を破るというものではございません。当然市全体を組織として、この4年間の経過の中で市民のニー

ズに的確に対応するため、また一方では、効率的な行政運営を行うための見直しを図ってきたというような考え方でおります。そして、当然ながらこの見直しを図る経緯の中で、行政改革推進委員会というものがございますけれども、当然委員会の方へも市の考え方というものをきちっとお伝えをしてきたつもりでおります。

そしてまた、この4月の見直しにおきまして、総合支所の地域振興担当の事務をおのおの所管する本課に集約をしております。これは議員御指摘があったとおりでございます。そして、地域間の住民サービスの平準化、あるいは均衡化を図ることを目的としたものでございまして、決して住民サービスの低下とか、そういうものを念頭に、当然ながらサービスの向上というものには努めなければなりませんので、そういった画一的な考え方をやったというその考えはございません。そして当然窓口では、御要望、御相談、現場対応は、最終的には一部おのおのの本課が担うことになりましたけれども、当然窓口にお見えになる来庁者の方への対応は、すべて本課だから本課で聞いてくれと、そんなような対応をしているつもりもございませんし、当然窓口ではよく皆さん方の御意見を聞きながら柔軟な対応に努めているつもりでおりますし、職員もそういうような体制でやっているということで御理解をいただきたいと思っております。

そしてそんな経緯の中で、議員から御質問がございました、一度市民の皆さんにアンケートをとったらどうかという御質問でございますけれども、先ほど申し上げました考え方もございますので、現時点では住民アンケートを行うというような考え方は持ち合わせておりません。以上です。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

続きまして二つ目の除外されていた業務を含めまして、文字どおり総合的な住民サービスの一環として衣がえをすべきではないかという関係でございますけれども、既に御案内のとおり、ことしの4月から総合支所の地域市民課と地域振興課の課名を外しまして、その業務を一部変更いたしております。変更によりまして、地域振興課で行ってございました業務を本課集約したことによりまして、総合支所で対応可能な簡易的な相談とか、各申請の授受におきましては、従来どおり行っておりまして、昨年までございました地域振興課の職員も1人ないしは2人配属をいたしてございまして、現時点で窓口の大きなトラブルというのは耳にしておりません。

万一、総合支所での対応が困難なことが発生した場合におきましては、業務を所管いたします本課に的確に伝えるよう、職員間で申し合わせもいたしてございます。

いずれにいたしましても、職員一同が一丸となりまして、窓口に来訪されます市民の皆様にご迷惑をおかけしないよう、十分、親切・丁寧をモットーに心がけて対応をさせていただいておるといところでございます。

続きまして、3番目の予算と権限をおろしまして現地解決型というような御質問でございますけれども、愛西市におきましては、合併時に分庁方式の総合支所方式を採用しておりまして、総合支所部分に職員を配属している関係から、本課の職員が手薄であったというのは現状でございます。このたびの組織・機構の見直しによりまして、地域振興部署、具体的に申し上げますと、経済建設部、上下水道部の下水道部門並びに市民生活部の環境課に職員を充実したこと

によりまして、総合支所の職員が減少をいたしております。

議員が申されておられます道路維持などにつきましては、現地解決型の御提案でございますけれども、簡易的な作業をお願いしておりましたのはシルバー会員さんでございますが、この方式におきましては従来どおり存続をいたしております、市民からの要望については速やかに対応できるよう図っております。

また、地域行事の関係でございますけれども、従来、総合支所が中心となっておりましたが、地域振興部署を本課集約したことによりまして、総合支所の職員が減りました。よって、そのような業務におきましては本課が主導となりまして、総合支所に協力を仰ぎながら、本課主導のもとで地域行事等には取り組んでおります。

次に、5点目のホームページの関係でございますけど、議員が申されたとおり総合支所の業務内容についてというのは空白でございました。これにつきましては、総合支所の業務が多岐にわたっておりまして、本課機能のない庁舎での受け付け業務等全般に行っているというような関係からでございます、確かに新しく見ていただいた方については、わからないなあ、不親切だなあということも直感したわけでございます。今ごろ言っておっては遅うございますけれども、いずれにいたしましても、このようなことではいけませんので、掲載するというような形で早速調整に入っておりますので御理解をいただきたいと存じます。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

それでは給食センターの関係をお答えさせていただきます。

旧佐織地区と八開地区につきましては、新しい施設と古い施設とが混在しておるのが現状でございます。新しい施設では、補助金を受けまして施設整備を行ってまいりました関係で、当面改廃ができないような状況でございます。したがって、申し出されておりますような考えはございませんし、必要な事業は進めていきませんと住民サービスが停滞してしまうという考えでおりますので、現在の方針で進めてまいりたいと考えております。

次に、学校給食の調理方式はということでの御質問でございましたが、これにつきましては、従来からお答えさせていただいておりますとおり、単独調理方式の持っているよさは理解しておりますが、経済性で格段にすぐれているセンター方式を選択せざるを得ない状況に変化があるとは考えておりませんので、よろしくお話をしたいと思います。

次に、地産産物の利用についてでございますが、これも何度もお話をしておりますが、学校給食は教育的な面で地産地消に貢献はできますが、量的には全くといっていいほど貢献できません。地産地消と学校給食の関係につきましては、何度もお話をしておりますが、野菜などの生産量に比べまして学校給食が使用する量につきましては1%未満のものでございます。したがって、地産地消について学校給食は教育という面で貢献はできますが、量的に貢献することはできませんので、御理解がいただきたいと思っております。

次に、おいしい給食にするためにということで御質問がございました。学校給食は基本的に安全を最優先するために、おいしさや見た目が犠牲になってしまう場合もございますが、献立ではしゅんのを多く取り入れたり、子供のリクエストを取り入れたり、地産地消を意識し

たものにしたりと工夫をいたしております。物資の選定に関しましては、物資選定委員会でその時々のもっともよいと思われるものを選定いたしておりますが、愛西市産や県内産の品物を優先することが多くなってきているというのが現状でございますので、御報告を申し上げ、御理解がいただきたいと思っております。以上でございます。

#### ○副市長（山田信行君）

それでは私から第3点目の新政権の発足によって、市民の暮らしや市の財政にどのように影響するかということについて、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず現時点ではマニフェストの具体的な試算を出すに当たりましては、民主党さんが打ち出された新しい施策の内容が広範などで、まだきちんとまとまっていないような状況でございます。そうした時期に詳しい試算をするのは一般的に難しいのが今現実の状況でございます。例えばそういった中で子ども手当を見てみますと、マニフェストに沿った政策が展開されるならば、支給額とか支給範囲が相当拡大をされまして、少子化対策にはそれなりの効果があるものと私どもは思っております。ちなみにこういった試算がございます。夫婦と子供2人の4人家族の場合、税負担が重くなったとしても差し引いて51万円の年間増収になると。そういった試算もある半面で、子供のない家庭におかれては、反対に税負担が相当大きくなるだろうと、そういったことを試算しております。そのような状況から、私ども今の時点で安易な試算をしまして、誤解を招くようなことになってはいけないと考えておりますけれども、福祉部の関係では一部そういった試算をいたしておりますので、後ほど担当部長から御説明をさせていただきたいと思っております。

そして二つ目のマニフェストについての感想でございますけれども、まず民主党さんのキャッチフレーズというのは、「国民の生活が第一」と打ち出しておられまして、一つ一つの命を大切にすると。他人の幸せを自分の幸せとして感じられる社会づくり、それを目指して税金の無駄遣いを徹底的に洗い出し、それを国民生活の建て直しに使っていくという、そういった構想が大きな柱でございます。

そうした中で、国民の目線で考え、すべての予算を組みかえて、子育て、教育、医療、年金、地域主権だとか雇用・経済にそういった税金を集中的に使っていくといった方針も打ち出しております。

そういった行政のやり方につきましては、これまでの自民公明政権でもこうした分野では相当力を入れておられまして、国民生活の安定を目指した施策が積極的に打ち出されてきたことは、私どもも承知をしているところでございます。これからにつきましても、雇用だとか経済対策、こういったものは緊急的かつ継続的に打ち出されてこなければならぬと感じておりますので、新しい政権となっても地方自治体としては急激な変化を伴うようなことは避けていただきたい。そして、緊急経済対策そういったものなどにつきましては、さらなる充実強化をこれから念願しているものでございます。

そうした状況の中で、新年度予算編成についての考えもお尋ねでございますけれども、やはり国の概算要求予算そのものを全般的に精査して見直すと言っておられますので、そういった

ことからすると、私ども財源確保の見通しなどが現時点で本当に不透明な部分が多いわけでございます。ですから、安易に予算編成方針が出せないというのが当面迫られているようなところでございます。

そうした中で、11月ごろまでにそういった明確な方針が打ち出されるのであれば、新年度予算にも反映できるものと考えておりますが、そういったものがないものにつきましては、やはり現行制度、こういったものを基本にいたしまして、国や県の動向なども注視をしながら、堅実な予算編成、そういった作業に入っていきたいと今考えているところでございます。以下、担当部長から御説明をさせていただきます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

まず、具体的な内容ということでございますが、非常に難しい問題かと思っております。例えば、生活保護の母子加算の復活という話がありますが、以前の制度に戻した場合に、現在の受給者の中で母子家庭の世帯、4世帯ございまして8人の子供さんがおられるわけでございますが、これは児童1人で幾らというような単価になっておりまして、例えば児童1人世帯につきましては2万20円です。こちらが2世帯でございます。それから児童2人の世帯が2万1,630円でございます、こちらが1世帯、児童4人の世帯がありまして2万3,230円でございます、こちらが1世帯、合計で言えば8万4,900円という、これは月額でございますがそういった数字になります。

それから子ども手当でございますが、こちらにつきましては民主党では月額2万6,000円を中学卒業までということでございます。単純に22年度は1万3,000円、23年度は2万6,000円ということをおっしゃるので、それに中学卒業までの人数を掛ければということなんですけれども、ただ連立を組まれた社民党さんにつきましては、これまたマニフェストが違いまして、18歳まで月額1万円、それ以外に保育料の無料化ですとか、働く親の環境整備をすべきだということをおっしゃるし、国民新党さんはマニフェストで仕送り減税の創設だとか、高校教育の無償化とかということをおっしゃるんですけど、この子ども手当については言っておられませんが、テレビ番組を見ておりましたら、所得制限を設けるべきだというようなことを亀井代表がおっしゃっておられました。

そういうことで今後、連立政権の中でいろいろ議論されていくと思いますので、ちょっとここで数字を述べさせていただくのは控えさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○市長（八木忠男君）

それぞれ担当、あるいは副市長から御答弁をさせていただきましたが、私が答弁をしてしまうと、後また答えにくい場面が担当にあってはいけません、御指摘でありますので市長の考え方ということで述べさせていただきます。

まず、庁舎検討委員会のあり方、これも今まで御答弁してきていますとおりでありますし、検討委員会の答申を尊重して進めていくと。そして、支所あるいは出張所などの御指摘もいただきましたけれども、本市の行財政改革の大綱の中には効率的な組織の構築と機構の構築という

ことをうたっておりますし、そうした考え方で進めることはやぶさかではありませんし、特に合併につきましては、先ほど例を挙げていただきましたけれども、弥富、桑名、海津、一宮、稲沢、北名古屋、清須と今度東部の方があま市ということでもありますけれども、近くにそうした同期の合併の市もあるし、先進市もあるわけでもありますので、よくよくそうした状況も勘案しながら、情報収集しながら進めてまいりたいと思っております。よろしく願いをいたします。

そして、2点目は教育部長が答弁しました。3点目の今の政権ということでもあります。まさに大きな思いが国民の中にあつたのかなあとということを痛感しているわけでありまして、その中で、合併して5年を迎えている愛西市の将来のまちづくりに新政権となって足踏みをするような、あるいは愛西市が困るようなことがあってはいけませんので、今までの政権の延長のことは延長として、あるいは新しい施策、特に今般の民主党の施策には、個人を対象にした点が大きくクローズアップされているんじゃないかな、そんなことを思っているところでありますので、愛西市民6万7,700人の市民と同時に、愛西市の将来のまちづくりに一層御支援いただける内容であるといいかなあと思っておりますし、まだ流動的な内容もあるわけでもありますので、国の動向、推移を見ながら今後検討を進めながら、新年度に向けても少し時間をいただいて、国の施策を見きわめて進めてまいりたいと思っております。

#### ○22番（永井千年君）

それでは総合支所の問題であります。私がお尋ねをしたのは、ちょっとくどいようですがけれども、この庁舎検討委員会の中間報告が出ましたね。この考え方と市長の考えは一致しているのか。尊重と尊重という言い方だけたびたびされて、市長自身がどういう考え方をお持ちなのかということ、なかなか明確に今までおっしゃっていないと思うんですね。私が聞いているのは、この庁舎検討委員会で総合支所は出張所ということになりますから、名称は当然総合支所の名称もなくなる。中身についてはまだ不透明であります。この中間報告の立場については、現在のところ市長の考え方と一致しているかどうかということ、まずそれをちょっと確認させてください。

#### ○市長（八木忠男君）

庁舎建設のときも質問をいただきましたので、御答弁申し上げます。今、協議をいただいている段階で、私の意見として申し上げるのは差し控えさせていただくということでございます。

#### ○22番（永井千年君）

差し控えね、何度言ってもそれは同じだと思いますので、次に移ります。

出張所の具体的な業務の問題であります。現在の業務でいいますと、立田・八開のこの43に対して現在の出張所ですね、二つの。10とか11ということで、ほぼ4分の1というふうになってはいますが、住民にとってどういうサービスがこれからも提供されていくのかということが、名称だとか組織のあり方よりも重要だろうというふう思うんですね。その点が、やはり従来の出張所のイメージであれば当然4分の1以下になってしまうということになるわけでありま

すので、具体的にその点はどのように考えるかと。現在、本課が所在する業務については総合支所の業務から外されているわけでありますから、本課も集約をすれば、逆に今まで本課で扱っていたものがそれぞれの総合支所、出張所で扱うのかどうか。名前はちょっと格下げするけれど、サービスは充実しますよということであれば、これまた違うわけでありますが、その点がどうもあいまいなので、改めて市の考え方をお尋ねしたいと思います。

**○副市長（山田信行君）**

出張所の内容についてお尋ねでございますけれども、現在私どもは二つの出張所を持っておりますが、現体制はわずか職員2人でやっておりますが、こういった2人体制での出張所というのは、やはり勤務体系上も問題があることを承知しておりますので、我々が今描いている出張所というのはやはり三、四人規模の出張所で、その人数に見合う窓口事務をそこでこなし、一番身近な市民課だとか、福祉部門の手続がそこで完結するような仕事を考えており、一部に即日、例えば戸籍の申請をして、すぐ戸籍謄本が欲しい、そういったことには即時には対応できない難しさがありますけれども、できる限りパソコンの端末なども配置をいたしまして、窓口で即対応ができるような体制を考えていきたいと思っております。今の時点ではそんなような構想を描きながら新しい出張所を整備していきたいと、そういうふう考えております。

**○22番（永井千年君）**

今、三、四人規模の出張所ということが打ち出されましたので、三、四人規模でできる業務の範囲というのは非常に限られてくると思いますが、具体的に精査、三、四人規模の出張所でできる業務はどの程度のものかということは、今どこまで精査されておるのか。庁舎検討委員会の検討とは別に、当然そういう考え方で今、内部的に検討が始まっているだろうというふうに思いますので、やはり明確な説明をしていただく必要があると思いますので、ちょっと改めて答弁を求めます。

**○副市長（山田信行君）**

この出張所の関係も、つい最近の検討委員会で出張所の数は4ヵ所以内とするということで今打ち出されておりますが、その庁舎の位置がどこになるかによって、その数も若干流動的でございます。そういった状況も踏まえまして、私どもまだ具体的な出張所の職務内容までは検討いたしておりません。これから喫緊の問題として、そういった内容にも突っ込んでいきたいと思っておるところでございます。

**○22番（永井千年君）**

それでいわゆる総合的なサービスは、きちっと維持できるというふうに考えてみえるわけですか。名称は出張所になりますけど、従来の総合支所という点で全く変わるのか、多少は不便になるけれども、一応総合的にやっていきますよということなのか、どうなんでしょうか、そのあたりは。

**○副市長（山田信行君）**

現在、総合支所で取り扱っております仕事よりは、若干間口が狭くなるかもしれませんが、できる限りそういった市民の方には御迷惑にならないように、私ども今パソコンを導入

いろいろなシステム化しておりますので、そういったものを有効に活用して、一番市民の皆さんの市民生活に直結するようなものは、出張所でもある程度きちんと対応できる、そういった整備をしていきたいと考えているところでございます。

#### ○ 2 2 番（永井千年君）

私は先ほど言いましたように、木曽町の例を挙げましたけれども、やはり地域に密着した住民サービス、これは本課の統合をすれば総合支所の業務は切り捨てになるというふうではなく、木曽町では本課の方も仕事が広域的な観点からしっかりした施策が進められようになると同時に、地域に密着したものは全部地域におろすという形で、合併2年後に総合支所の充実を図ったわけなんですね。これはやはり僕は一つの方向だろうと思うんです。それらも含めて、今の出張所にして三、四人の規模にしてしまうという検討する際に、そういう点は検討されたんでしょうか。二つの方向がちゃんとあると思いますけれども、どうでしょうか。

#### ○ 副市長（山田信行君）

検討委員会では住民に直結するものは総合支所でやってほしいとか、そういった具体的な細かい議論にまでは、たしか至っていなかったとっております。私どもこの4月の機構改革で、本来、総合支所がやっておりました地域振興に係るような現場の対応に係る仕事、そういったものを本課の方へ吸い上げましたので、流れとしてはそういった形で本課対応をスピーディーにきちんとできる。そういった体制のもとでの出張所体制を整備していきたいと考えております。

#### ○ 2 2 番（永井千年君）

それでは、本課のスピードを上げるために、地域の総合支所での住民サービスが犠牲になるということではないんでしょうか。

それは副市長、前のときでもある程度我慢してくれみたいな話をされたことがあるんですけど、それではいかんと思うんですね。住民は納得したいと思うんです。

私のところでも今アンケートをやっています、多くの方から声が寄せられつつありますけど、多くの方が、やはり総合支所でのサービスを引き続ききちんとやって欲しいという声が寄せられています。その点をもう一度答弁を求めます。

#### ○ 副市長（山田信行君）

やはり市民サービスの切り捨てということではなくて、本課と出張所との役割分担を連携してやっていくと。そういった上で、市民の皆さんに御迷惑のかからないような機構をきちんと整備していきたいと考えております。

#### ○ 2 2 番（永井千年君）

まだ決定ではないと、内部的な検討に過ぎないというふうに思いますので、住民アンケートあるいは住民投票も含めて、今後も引き続き御検討いただきたいというふうに思います。

それから、ホームページの問題は早速変えるということなんですが、これはさらに僕は単に一行か二行書くというだけじゃなくて、今それぞれの分庁舎で、それぞれの総合支所でどういう業務ができるのかということについて、やはり明らかにしていただく必要があると思うんで

すね。ほかの市のやつを見ていると、全部どこどこ分庁とか、どこどこ総合支所という形でホームページが立ち上がっておって、そこでの業務をこと細かくわかるようになっているんですね。その点の組みかえの考え方はないんでしょうか。

**○総務部長（水谷洋治君）**

今、議員が申されましたように、本課のあるところにおいては総合支所では本課の業務は行っていません。それは従来どおりでございますけど、市民の皆様に見れば、本課がすべて見ていかないことには、本課がどこだということがわからないわけです。そういうような中で、先ほど議員は独自性というようなことも述べてみえましたが、私どもが今考えておりますのは、本課は例えば佐屋なら佐屋にある。その場合に、立田、八開、佐織の方ではこういうような事務をやりますと、そういうようなことを別記してまいりたいというふうに考えております。

**○22番（永井千年君）**

ぜひ、わかりやすくしていただきたいと思います。

それから給食の問題ですが、北部の計画について、どのようにしていくのかということについては、今の説明では何の答弁にもなっていないと思うんですね。市全体の計画があって、その上で南部の拠点がどうだとか、西川端小学校などが更新時期が来ているものはどうしていくのかということについて、やはり同時に方針を明らかにしなくちゃいけないと思うんです。これも前にも多くの真野議員も含めて一般質問しておりますけれども、なぜそのように市全体の計画がきちっと立てられていないのか、もう一度説明いただきたいと思います。

**○教育部長（藤松岳文君）**

先ほども申しあげましたように、それぞれの施設、建設年度も違ってまいっております。それらの中で、合併当初計画がされておる計画によりまして現在進んでおりますので、よろしく御理解がいただきたいと思います。

**○22番（永井千年君）**

どうして答弁されないんですか。

僕はなぜ明らかにしないのかと言っているんですよ。それでは答弁に全くなっていないですよ、部長。再答弁を求めます。

**○教育部長（藤松岳文君）**

失礼をいたしました。

先ほども申しましたように、補助の関係もございまして当分改廃ができないということもございまして、計画が現段階では立てていないというのが現状でございます。よろしく御理解がいただきたいと思います。

**○22番（永井千年君）**

何年後にはどうだとか、10年後にはどうだとか、20年後にはどうだとか、今すべての学校給食の施設について計画を立てるべきだということなんですね。それがなぜできないのかと。ばらばらだからできないというようなことは、ちょっと説明にならないと思うんですがね。どういった内部的にその話をされたのか、今の説明ではちょっとわかりません。できない理由が。

○副市長（山田信行君）

まことに実質的な答弁を欠いておりましたして申しわけございません。やはりこういったもの、愛西市全体の単独校方式とセンター方式、現在の施設をよく見まして、早急にそういった計画理由なり計画にかわるような施設整備、将来計画、そういったものを事務局として整備をしていくように考えさせていただきます。

○22番（永井千年君）

それをやる上で、現在の愛西市学校給食センターの事業が終わってからではいかんわけなんですね。だからこれはやる前に立ててほしいということなんですよ。だから、まだ時間は示されたスケジュールでの着工までに9ヵ月ありますし、供用開始まで入れたら2年6ヵ月ほどあるわけですので、直ちにそうした計画づくり、今の事業を一時ストップして全体計画をまず策定していただきたいというふうに思うんですが、副市長さん、どうでしょうか。

○副市長（山田信行君）

今進めております新しい学校給食センターにつきましては、議会とか全員協議会、そういったところでも報告やら途中経過を報告してきておりますので、ある程度御理解やら御承認を得られているものと思っておりますので、私どもこれを進めていくことには間違いございません。この新しい学校給食センターを踏まえた上での愛西市全体の給食施設整備計画、そういったものを打ち出していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○22番（永井千年君）

だから、この給食センターだけはどんどん進めて、ほかのものは新しい給食センターができて、そのことを前提にしてもう一遍組み直すと、計画を立て直すということですか。それはもし立て直すとしたら、いつまでにそういうものは明らかになるのでしょうか。

○副市長（山田信行君）

やはりこういったものは急ぐ必要がございますので、できれば今年度内を目標に、そういったものをきちんと皆様にお示しをしたいと考えております。

○22番（永井千年君）

一刻も早く計画を明らかにしていただきたいと思います。少なくともまだ着工していないわけでありまして、まだ9ヵ月もあるわけでありまして、その前に明確な計画を示していただきたいというふうに思いますが、改めて要求しておきます。

それから、地産地消の問題でありますけれども、ちょっと教育部長さんの言っていることがよくわからないんですね。量的には貢献できるかできないかということをお聞きしているわけではないんですね。JAの関係者と話をしても、やはり市が消極的だという印象を私は非常に強く持っているんです。だから、何事を進める上でも、ほかのさまざまな事業にはこういう促進協議会だとか推進協議会だとか、さまざまな関係者が一堂に会するような組織が立ち上がって、そこで熱心に討議するということで事業が進み始めるということだろうと思いますが、なぜそういうものをつくらうとしないのか。ほかの市では、多くの市がこうした利用促進協議会などをつくって、何ができるか、どうしたら地産地消が広がるかということについて、時間を

かけて議論して、それがじわじわと効果を上げているというのがたくさんところで報告されていると思うんですね。そうした先進的なところに学んで、愛西市でもぜひ立ち上げていただきたいと思いますが、なぜそういうことを検討できないのか御説明ください。

**○教育部長（藤松岳文君）**

それでは私の方からお答えさせていただきますが、既に愛西市食育推進計画というものが立ち上がっておりまして、その中に愛西市食育推進会議というのがございます。そんな中での食育の推進体制の中で検討していくということは考えておりますが、先ほどお話しましたように、給食センターで使用する量というものは非常に少ないということもございまして、教育の方に協力はできるわけでございますが、そういった意味でのお話を申し上げたつもりでございます。どうぞよろしく申し上げます。

**○22番（永井千年君）**

食育から始まるという話じゃなくて、学校給食も地産地消の推進の一部ですよ。そういう考え方でこの利用促進協議会というものが必要だというふうに言っているんですよ。もうちょっと幅広く、単に給食の枠内だけにとどまらず、子供たちがやっぱり地産地消を進めていくということは、将来20年後に地元のものを食べるという点では非常に効果が大きいことはほかの市でも明らかになっていますけれども、今必要なのは、そうした学校給食にとどまらない地産地消推進のための組織をきちんと立ち上げるということじゃないかと思いますが、ちょっとそれは教育部長の範囲を超えているかもしれませんが、どうでしょうか。

**○教育部長（藤松岳文君）**

失礼をいたしました。

先ほど申し上げましたように、まだまだ非常に難しい点がございます。研究をして対応をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○22番（永井千年君）**

ぜひ御検討ください。

それから、合併後4年間の品目の変化ですね。これはこの17年度以降の変化についてどのように見ているのか。いろいろ野菜類、しゅんの野菜の比率であるとか、デザートだとか、果物だとか、冷凍食品の比率であるとか、この4年間も経済情勢によっても変化してきているというふうに思ひますが、担当としてこの変化をどのように見ているのか。ちょっと概括的な説明をしてください。

**○学校給食課長（小澤直樹君）**

ここしばらくの食材の調達につきましては非常に激変しております。例えば中国産の物品については最近ほとんど使っておりません。おりませんというよりも、ほとんど入ってこなくなっております。こういった外部事情の関係、それからできるだけ国産のものをという御指摘が、特に母親代表の方からそういうお話が出てまいります。そういった関係で、なるべく国産のもの、またなるべく生産地の近いもの。例えばこの辺ですと、三重県の菜花をたくさん使ってくださいだとか、そんなような話にもなっております。したがって、ここ2年ぐら

いの変化というのは非常に多ございます。ただ、どうしても国産のものをとということで指定をしていきますと、どうしても値段的には高くなりますし、処理そのものが人件費が高いという関係もありまして、非常に雑なものも実は入ってくることも中にはあります。

例えば簡単な例ですがサバを使おうと、例えばノルウェー産のサバが大体入ってくるわけなんですけど、こういうものを学校給食に使う場合、今までですと一度中国でサバの骨を抜くんですね、で入ってくるというような形で非常に丁寧に骨抜きがしてある。こういったものが国産になりますと人件費が高いものですから、骨がほとんど抜いていないような状態でしか買えない。こういったことですか、例えばタケノコなんかですと、今までは主に中国産を使っておりましたが、タケノコの水煮なんかでも地元産でいきますと、どうしても数量が限られておりますので、いいとこばかりを今まで使ってはおりましたが、少し軸の方といいますか、下の方まで使わないと、ものがないということにもなってきております。そういった中で、非常にその使いづらいものが入ってくることもありますし、調達できないものも随分実はふえてきております。現場ではそんなふうを考えております。以上です。

#### ○ 2 2 番（永井千年君）

最後の問題で、対象ですね、子ども手当にしても先ほど母子加算の問題が出ておりましたが、この施策を実行していく上で、社民党との政権合意で、国民新党との政権合意でも出されておりますからそうした施策について、対象は何名なのかということは何となくも明らかにできるんじゃないかというふうに思いますが、ちょっともう時間がありませんので、ぜひそれらを様子見とか打ち出されてからとかということではなくて、現実的に今政権合意した施策については、積極的に試みの計算もやっていただきたいというふうに思いますが、そういう努力についてはどうでしょうか。改めて少なくとも数字が最終的に出せないでも、対象人数ぐらい明らかにできると思いますので、時間がありませんので、その点だけ最後に御答弁ください。

#### ○ 副市長（山田信行君）

御指摘のありましたこと、まことにごもつともなことでございまして、私どもも、もう間もなく22年度予算を編成する時期になってまいりますので、当然そういった試算は進めてまいります。

#### ○ 議長（加賀 博君）

これで22番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。再開は4時50分、お願いいたします。

午後4時40分 休憩

午後4時50分 再開

#### ○ 議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

ここでお諮りをいたします。本日の会議時間は議事の都合により、会議規則第8条第2項の規定の基づき会議を延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

それでは、通告順位 6 番の 9 番・田中秀彦議員の質問を許可いたします。

### ○ 9 番（田中秀彦君）

議長のお許しをいただきましたので、質問通告書に従いまして大項目 3 点質問をさせていただきます。

第 1 点は愛西市総合斎苑建設について問うという内容でございます。

斎苑建設計画に際し、用地面積が広過ぎるとか、多額の借金を後世に残すとか、購入予定地に多額の根抵当権が設定されているなどなど、さまざまな指摘が今までありました。そして一部住民より現予定地での斎苑建設反対の運動が起きたことは皆様承知のとおりでございます。斎苑計画の本市の行政手続は、農振農用地区区域の除外申請、俗に農振法第 13 条第 2 項の手続は、平成 21 年 4 月 15 日愛知県知事の下承・同意がなされております。

また、平成 21 年 4 月 16 日愛西市公告第 51 条におきまして、農業振興地域整備計画変更、俗にいう農振用地除外の公告がされたところであります。

また、都市計画法においては、第 13 条第 7 号の手続は平成 21 年 4 月 15 日に知事の同意がなされ、平成 21 年 4 月 16 日愛西市公告第 52 号によって津島海部西部都市計画火葬場の決定公告がされたところであります。よって、今回の斎場手続に対する行政の手続の問題点は、私はないと考えるわけです。

そこで、本年 4 月 19 日、告示がされまして、26 日に投開票がありました市長選挙があり、斎苑建設が一番の争点になったわけであります。再選された現市長の八木候補は、斎苑建設は市民・住民のために必要であると、計画どおり進めるとの公約であった。

一方、石崎候補は、斎苑計画用地は過大であり縮小せよ。また火葬施設も縮小せよ。また選定地を見直せとの主張でありました。服部候補は、公約としましては、火葬は私は承ったことはありませんが、いわゆる歳費は無用だと。要らないと。それから、公用車は廃止せよというような公約であったように私は覚えております。いずれにせよ、選挙の結果は八木候補が 1 万 8,927 票、石崎候補は 8,449 票、服部候補は 2,155 票でありました。この選挙の結果、愛西市民は斎苑計画を計画どおり実施せよとの民意が示され、斎苑建設については予定どおり建設せよとの結論が出されているところであり、計画どおり施行を願いたいと思うところであります。

私は私見ながら市長選挙において、対立候補の石崎候補は陰でこそこそ反対運動をするのではなく、対抗馬として堂々と自分の主張を考え、主張をされ戦ったということに対しては、私は敬意を表すべきと思います。

そこでお尋ねいたしますが、当初の斎苑計画の予定よりおくれておるやに聞いておりますが、現時点でどれくらいおくれておるか、またおくれた理由について、何が理由であるかを伺いたい。

次に、着工から完成までの工事期間と供用、いわゆる使用開始予定時期はいつごろであるかということ御明示いただきたい。一般的に供用開始がおくれればおくれるほど、現在の愛西市の火葬場の現状は年間約斎場使用料、他市町村、あるいは他市の火葬場を借りる、あるいは現

佐屋町の火葬場の使用料いわゆる維持管理費を約4,000万近く、正式には三千八百五、六十万の計上がされておりますが、これが早くつくればそれが無駄になりませんし、遅くなれば遅くなるほどそれは費用負担が発生するんじゃないかと私は考えますが、その考えはどのような見解かお尋ねしたいと思います。

次に供用開始に際し、使用料等のガイドラインはいつごろ知らされるのかをお聞きをしたいということです。

次に、基本設計におけるちょっと問題点を御指摘したいと思いますが、愛西市の斎場予定敷地は皆様方御存じのとおり海拔2.2メートルから2.5メートル、平均2メートル300と海拔マイナス2.3メートルぐらいじゃないかと言われておるわけですが、基本設計図では建物ホール床が海拔プラマイゼロという設計になっております。以前も先々回の全員協議会において、市民生活部長にもお尋ねいたしました、明確な答弁がなかったように覚えておりますから、再度お聞きをいたしますが、皆様御存じのとおり、伊勢湾台風50周年にことしは当たると。また、そういう来襲が、非常に天候不順とかいろいろなことからして起こり得る可能性がある、この地域は。ということをおっしゃっておる中において、堤防が決壊した場合に今の計画設計図においては斎場の建物が水につかる、あるいは床が水につかるということが想定されるわけです。

また、当然この地域は地盤沈下の地域であるわけですから、当然10年、20年先には20センチ、30センチという地盤沈下も起こり得るであろうと。そうした場合には、当然設計の段階において、水がつかない方法を私は考えるべきではないのかなということをおもいます。ですから、今でも遅くありません。土を盛るだけでございます。ですから、費用的には建屋を建てるわけでもなく、土盛りするわけですから、最低50センチぐらいは上げて、そうして一般的に大きな災害が起こった場合には、床、その他に水がつかない、また機械においても水がつかない、使用が不可能にならないという方法を当然考えるべきではないかと私は思うわけですが、その点も一度どのようなお考えか、答弁をいただきたいと思っております。

次に、外周道路が本訴になりました影響について、お尋ねをいたします。

本斎場建設予定地の外周道路が、ある議員に言わせると脱法行為というような御指摘がございまして、そして今般、違法な支出であるとの理由で提訴がされたということが、先般の全員協議会でも報告がありまして、きのう、実は本訴の内容が議員の皆様方に配付されたわけですが、私はその外周道路は過去の議会のいきさつからいたしますと、平成19年9月議会において、議案第53号で市道路線の認定について議案が提出されました。これは当該路線は2392号線でございますが、この提案につきまして賛成多数で本議会でも可決され、そして用地買収、道路工事を行ったものであり、違法性は全くないと考えておるところであります。

また、外周道路といいましても、この2392号線はすべての外周道路ではなくて、名鉄側と南側の水路側が路線認定を受けたわけがございまして、その他は旧佐屋町が道路認定を受けたところを拡張した用地がございまして、それも合わせて承諾をし、議会の承認をし、公示したところから、私は違法性はないと思っておりますが、ただこれは本訴がなされております。ですから脱法行為という法律用語はありません。これは合法か違法かしかないのでして、こ

これはやはり訴訟の場で解決していただく以外にないと思うんですが、私見を申しますれば、外周道路につきましては、後々の水路の改修工事、あるいは斎場への進入道路及び斎場敷地との区画明示、その他もろもろの観点からやはり私は必要であったというふうに解釈するわけです。

そこでこの外周道路が本訴になった影響について、斎場建設への影響はどのようにあるのかないのか、お尋ねをいたしたいと思います。

次に、2枚目の旧立田地区広域農道の件でございますが、県道葛木線以南の広域農道変更の経緯についてお尋ねをいたしたいと思います。これは今までたくさんの方、あるいは先般も衆議院議員選のときにどうなっておるんだというようなお尋ねがございまして、一度事務方の方にお尋ねをするわけなんです、平成5年広域農道が事業採択を受けて、旧八開、立田、佐屋地区の幹線道路整備工事が事業として採択をされ、北部八開地区より逐次幹線道路の整備工事を事業としてやってきたわけでございます。ただし、八開地区におきましては一部を除き、これは90%と書いてございますが、実は事務局にきちっとお尋ねをしましたら、現在65%の進捗状況だということで、御訂正をいただきたいと思いますが65%の進捗状況であるということでございます。しかし、県道早尾までで今工事はストップしておりまして、早尾以南のことについては広域農道の計画が中止になったと聞いておりますが、なぜそのような経緯になったのかお尋ねをしたいと、説明を願いたいと思います。

次に、葛木線以南の早尾から葛木線までは計画道路としてあるそうでございますが、葛木線以南の計画については、広域農道は道路計画の変更があったということに聞いておりますが、その後、再度事業計画が採択されたのかどうか。またその後の推移はどのようにあったのかをお尋ねいたしたいと思います。

次に3点目としまして、愛西市の広域農道の工事の見直しは、ということでございますが、道路は計画路線が完了し、初めて本来の機能を発揮するものでございます。一部が供用開始をただけでは本来の機能は果たさないというのは当たり前のことでありますが、よって早期に広域農道の完成を要望するものであるが、未着工部分の今後の事業見通しと計画について、どのような計画があるのかお尋ねをしたいと思います。

3点目、本市の救急体制についてお尋ねをいたします。

まず、日ごろ消防署の皆様方には市民・住民の生命・財産を守っていただいていることに感謝を申し上げます。特に消防活動や救急活動、自主防災会への指導などで、なお一層の御尽力をいただきたいと要望し、質問に入ります。

本市の救急体制につきまして、本市の指定救急病院及び搬入病院についてでございますが、皆様方にもちょっと御配慮いただきましたAEDを用いた除細動と、もう一つは現在の救急車の全国の到着平均時間ということが、きのうの新聞にも載っておりました。これで愛西市とちょっと比較させていただくわけなんです、重篤な、特に最近脳血栓、心臓疾患、あるいは交通事故等による心肺停止により一刻を争う重症患者が多く発生している状況であります、その患者を受け入れる病院がないとか、いろんなことによる俗に言うたらい回しと申しますか、そんなことで病院への搬入がおくれるというようなことが発生しておりますが、この数値を見

ますと、要するに1分1秒を争うということがこのデータには出ております。要するに1分以内でしたら蘇生率は90%以上、ただし、9分以上心肺停止が起こった場合には10%以下になるというようなデータがここに出ておりますが、そんなことで一刻を争う救急に対して、日ごろは救急隊は大変でございますが、救命率を上げるとともに、救命率を上げるだけではなくて、やはり命は助かって後遺症が残らないような、また社会復帰ができるような方向がこれからは大切ではないかと思うわけです。ですから、一刻を争う重篤患者の指定搬入病院はどこであるかということをお尋ねしたいのと、どのような基準で搬入病院を決定しているのか。あるいは本市の搬入までの時間はどれぐらいかかっているのか。それから本市は南北に非常に細長い地域であります。一刻を争う重篤患者の搬入先は南部は海南病院、北部は津島市民病院、または尾西病院が適当と考えるが、その点の見解をお尋ねいたします。

次に、津島市民病院への助成金、補助金の支出についてでございますが、前もってお断りしますが、私は津島の市民でもございません。ただし、現在本市は海南病院へ年間4,000万の補助金を支出しておりますが、この補助金は21年度、今年度で終了するというのを聞いております。間違いはないかどうか、お尋ねをいたします。

先般、津島市長が衆議院選挙の応援弁士の折に津島市民病院の現状、財政状況、利用状況などの切々たる説明がございました。その中において、当愛西市民の利用率は約38%ということもございました。もちろん、近隣市町村の住民の利用は平和町、いわゆる稲沢市、その他近隣市町村も利用しているということは市長も言ってみえましたが、津島市民と他の地域の市民が来ていただいた場合には公平にしておるということは市長も言っておりました。しかし、その中でも市民の一部、あるいは議会の一部においては市民病院の再建のため、また地域医療再生のために利用状況に応じた応分の負担をお願いできんのかというような趣旨の発言がございました。本市にとって、津島斎場を利用しておる現状を考えれば、必要最小限の応分の負担は必要と考えますが、市長の見解をお尋ねいたしたいと思っております。

多岐にわたって質問をいたしましたから、質問の答弁は簡潔にお願いをいたしたいと思っております。

#### ○市民生活部長（加藤久夫君）

それでは私の方から、まず総合斎場の関係についてお答えをさせていただきます。

ただいま田中議員さんがおっしゃられましたとおり、農振除外とか都市計画決定におきましていろいろございまして、今の時点では半年ほど工事につきましておこなっております。

これにつきましては、先ほど申されましたように、農振農用地除外に対する市・県に申し立てが出たものと思っております。あと造成工事につきましては、これについてもおこなわれて今年9月に契約をさせていただきました。建築につきましては、今年度末22年3月ぐらいに契約をさせていただきます、完成につきましては23年5月というふうに見込んでおります。供用開始につきましては、それから少しおこなわれて23年9月ということで予定をさせていただきます。

あと、言われました今現在の市の斎場に関する維持費とか負担金の関係でございますが、維

持費と市外斎場利用助成金補助金でございますが、これで約4,000万ほどの支出となっております。これは毎年4,000万ほど出させていただいております。

次に、供用開始に際しまして、使用料等のガイドラインはいつごろということでございますが、これにつきましては、今設計の方を進めさせていただいておりますが、これがある程度でき上がりましたら、案ということである程度の数字を出させていただきまして、各委員会で協議、よくもんでいただいた後に、来年の12月議会に提出をさせていただきたいと、このように考えておりますのでよろしく願いをいたします。

〔「来年」との声あり〕

はい、22年の12月、それ以前に案としてつくらせていただきまして、それをお示した上で、各委員会でよく協議をしていただいて、中身を決めていただくという予定をしておりますので、よろしく申し上げます。

あと、海拔ゼロより高い方がいいということでの御意見でございますが、これにつきましては、災害の程度をどのぐらいの災害を想定するかということでございますが、これにつきましては、それぞれお考えがあるということでございますが、これで万全ということはないと思っておりますが、ただ県の方が作成いたしました洪水ハザードマップ、これによりますと、2メートルから5メートルの浸水があるという予測がされております。これに伴いまして、今まで進めさせていただいておりますのは、駐車場部分、土盛りの部分につきましては、海拔ゼロより低いということで計画をさせていただいておりますが、施設につきましてはゼロ以上ということで、通常の浸水には支障がないようなことで計画をさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。駐車場等については、緊急の場合の避難場所とかには使っていただけますが、通常の避難場所ということについては考えておりません。以上でございます。よろしく申し上げます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、外周道路が本訴になった影響についてということでございますけれども、道路に絡めての関係ですので、私の方からお答えをさせていただきます。

市民の方より8月7日に住民訴訟が起こされております。今後係争へ発展することが想定されます。現段階では判断ができないと考えております。したがって、これ以上のことは申し上げることができませんので、御了承ください。

次に、旧立田地区広域農道の関係で3点お聞きでございますが、まず1点目の変更の経緯についてお聞きでございますが、これにつきましては、平成19年6月21日と平成20年9月26日に開催をされました議員の全員協議会におきまして、広域農道の計画変更に至った経緯や計画変更に伴う土地改良法第3条の資格者の同意率等について、資料を持って御報告をさせていただいているとおりでございます。

県営広域営農団地農道整備事業尾張西南部地区につきましては、議員も質問の趣旨の中で述べておられるとおり、平成5年着手以来10年以上が経過をいたしております。本地区を取り巻く社会情勢、経済情勢も変化をしたために、当初計画に示してあった工期、事業費、路線につ

いての計画変更が平成20年度に決定をされました。県は平成17年10月に農免道路の交通量調査等を行い、最も効率的な路線を検証した結果により、今回変更した路線に決定がされました。

この広域農道は農産物の集出荷施設を初めとする農業近代化施設を効率的に結ぶ道路として計画されました。事業により得られる効果を適正に見直し、事業費の面でもコスト縮減を図っております。この農免道路ですけれども、これと並行して走ることから今回の広域農道を最大限活用する方向で検討がされました。その結果、当初計画を含む複数のルート案の中で、最も効率のよい路線として変更されたものだと伺っております。

また、立田地区は広域農道の計画路線にはなっているものの、市道を活用する建設区間がありまして、森川町から鶴戸川西1号線までと通称西農免道路部分については市で整備をしていくという形になっておりますので、このことについても申し添えをさせていただきます。

それから2点目の葛木線以南の今後の計画についてとお尋ねでございますが、計画変更になって広域農道計画路線から外れた箇所につきましては、旧立田村当時から拡幅整備の要望が出されていた路線も含まれております。今後、市単独での整備が必要となっていくのではないかと考えております。広域農道のような補助率95%といった高率の事業は、他にはほとんど皆無に近い状況ではございますが、少しでも何らかの補助を受けられるように、関係機関と相談をしながら整備をしてみたいと考えております。

そこで事業主体の愛知県に確認しましたところ、現在のところでは広域農道2期地区の採択により、平成22年度から川北地区、森川地区の整備をする予定だと聞いております。

それから、3点目の愛西市の広域農道の工事見通しについてお尋ねでございますが、これにつきましては、今のところ計画変更された平成28年度の工期完了に向けて、事業を進めているところでございます。早く事業が完了するよう、県にもお願いをしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

#### ○消防長（水野仁司君）

それでは、私からは本市の救急体制についてということで、各地の本市の指定救急病院及び搬入病院についてお答えさせていただきます。

3点ほど質問をしておみえです。

まずは1点目の重篤患者の指定搬入病院についてのお尋ねであります。特に指定病院はございませんが、過去3年間の搬送先を見ますと、まず平成18年中でございます。搬送人員の総数が2,295人、そのうち重篤患者が196人、搬送先の病院でありますけれども、海南病院へ92人、津島市民病院へ79人、尾西病院へ4人、その他の医療機関へ21人搬送しております。

続きまして、平成19年中であります。搬送人員総数が2,294人、重篤患者が161人、海南病院へ88人、津島市民病院へ54人、尾西病院へ5人、その他の医療機関へ14人搬送しております。

次に平成20年中でございます。搬送人員総数が2,036人、そのうち重篤患者が156人。このうち海南病院へ55人、津島市民病院へ61人、尾西病院へ11人、その他の医療機関へ29人搬送しております。

なお、その他の医療機関につきましては、稲沢市、一宮市、名古屋市等でございます。

次に2点目のどのような基準で搬入病院を決定しているのかという御質問ですが、救急搬送医療機関の選定基準は、救急隊が重症度をある程度現場で判断いたします。そしてその状態に適した病院を選定しております。特に重症度が高い場合は、その処置を行うことができる医療機関のうち搬送所要時間を考慮しまして、直近の医療機関等を原則としておりますが、傷病者の状態によっては直近にかかわらず、かかりつけの病院へ搬送する場合もございます。

次に、3点目につきましては、議員おっしゃるとおり、海南病院、津島市民病院、尾西病院は今日までも搬送病院の大半を占めておりますので、今後におきましても、この地方の基幹病院としてお世話になることが多いと考えます。ただ、ベッド満床などの理由によりまして受け入れ困難の場合には、緊急性や病状を考慮した上で、海部地区以外の名古屋市内等の医療機関に搬送する場合もございます。

次に、本日の新聞の載っておりますという搬入時間の関係でございます。全国平均で7.7分という数字が出ておりますけれども、愛西市におきましては、平成20年の平均といたしまして8分13秒かかっております。以上でございます。

#### ○副市長（山田信行君）

続きまして、津島市民病院の財政支援につきまして、私から応対をさせていただきます。

まず、海南病院へ出しております補助金の関係でございますけれども、この関係は同病院の運営協力委員会という組織が昭和54年からできております。当時の加入は、周辺自治体の7町村が加入をしております。現在は合併などによりまして5市町村がこの運営協力会に加入をいたしております。そういったところから、海南病院の増改築計画があるたびに、この運営協力会で計画年次ごとに利子・補助金を出してまいりました。愛西市となってからは、御指摘のとおり年4,000万円の補助金を10年間出してきておりまして、その10年間で満了をすることになります。

企業会計によります公立病院への補助金支出の関係でございますけれども、本来は公立病院というのは独立採算制が原則でございます。そうした中で、法的な裏づけを見てみますと、法的には客観的に公益上の必要があると認められ、かつ本市に財政上の余裕があれば補助金を出すことについては何ら問題はない、そういった根拠がございます。そうした中で、津島市民病院への補助金をどうするかというようなことでございますけれども、この市民病院は海部津島医療圏での基幹病院であることは当然のことでございますし、本市にとっては海南病院と同様に地域医療だとか、救急医療の関係で大変お世話になっておる、そういったことは現実として皆さんが承知をしておられるとおりでございます。そういったことはございますが、それとは別に尾西病院、これも厚生連の病院でございますが、この尾西病院も全面改築をしておりますが、このときに当時の佐織町とか、愛西市からは何ら補助金を出してこなかった。そういった経緯もございますので、今慎重に考えているところでございます。

この津島市民病院につきましては、津島市の周辺市町の一員といたしまして、その動向を今見きわめているところでございますので、もしそうした話があれば、議会へも御相談を申し上げて進めていきたいと、そのように考えております。

### ○9番（田中秀彦君）

それでは順次再質問をさせていただきます。

1番の総合斎苑建設については大体承りまして、大体半年ぐらいの今おくれであると。そうして逐次造成工事、その他を6月ぐらいに発注し、およそ予定どおり進むであろうというような予定だということお聞きしております、またそれに対するスケジュール・マニュアルというのも来ておりますから、ぜひそれを遵守していただきたいと。なぜかと申しますと、部長も御存じのとおり、あるいは皆様御存じのとおり、いずれにしたって、つくるということでしたら、4,000万何がしの分は今でも毎年出て行っているわけです。ですから早くつくって、早く返済に充てるというのが経済効果であり、筋ではないかと思うわけですから、無駄な出費はできるだけ避けて、そうしてつくるものなら早くつくって、そして供用を開始するということが適当であるかと思えます。

次に基本計画、基本設計で再度お聞きいたしますが、要するにゼロメートル以上に我々住宅においても、何においても普通は考えるわけなんです、なぜこれができないのかということなんです、これについて今までどおりでいくだというような答弁で濁しておるわけなんです、これは市長、どのようなお考えですか。

### ○市長（八木忠男君）

申しわけございません。今、副市長とちょっと同じ質問の中身を確認しております、高さということによろしいか。

これ、担当も申し上げましたが、伊勢湾台風の状況も皆さん御承知のとおりでありますし、親水公園のレベル、体育館のレベルも今の床というような状況です。

いずれにしても大きな災害、洪水などがありますれば、当然浸水ということは免れんわけにありますけれども、あの地域の浸水状況、先ほど2メートル以上あるんじゃないかというような説明も申し上げましたが、あの施設の景観、あるいは地域の皆さんの考え方など、あまり高くなってというような御意見も聞いていることも事実でありますし、私どもの考え方としましては、担当が申し上げましたように、床がレベルでもってという考え方で今進めているところでありますので、御理解いただきたいと思えます。

### ○9番（田中秀彦君）

再度申し上げますが、市長も目比川で佐織のとき痛い目に遭っておるというのは私は聞いておりますが、伊勢湾台風においても、現実にもそういうことで痛い目に遭ったわけでございまして、そして、この地域の地盤沈下が起こり得るということがあるわけですから、今プラマイゼロとしたり、これは10年先にはマイナスになるということは覚悟しなければいけないということだと思ふんですね。ですから、私は美観とかどうこうじゃなくて、40センチ、50センチを上げることについて、美観とかそういうことは私は影響ないと。また御納得もいただけるんじゃないかと思うわけですから、それこそことがあったときに使えなくては何の意味もないわけですし、それを担保するというのが行政の務めではないのかなということをおもうわけですし、やはり50センチぐらいは、私は上げておくべきではないのかなというふうに思いますし、再度それ

を強く要望しておきます。

次に、外周道路については本訴になりました。ですから、これ以上部長が言いますように、どうのこうのということは言わない方がいいんじゃないかと思いますが、正直に述べていただいて、真実は一つしか私はないと思います。ですから正直に述べていただいて、本訴に向かって手続を進めていただきたいと、こう思っております。

次に、立田地区の広域農道の件でございますが、これは以前、平成19年6月21日の全協のときに資料としていただきました。その経過を見ますと、平成5年から14年まで当初計画ではやる予定が、事業計画が見直され、そして予算も相当数大幅に増額になり、予定より工期も伸びて平成5年から28年で計画をするということになっておりますが、ここで1点、この地図を見ますと、皆さんにはわたっていないと思いますが、早尾地区から緑の線で当初の計画が立田地区で葛木の線まで行くという予定が変更になったということ聞くわけですが、これはどうして変更になったかということなんですね。これ一遍、理由をお聞かせください。そして、あとは農免道路を通るんだということは説明がありましたんですが、この計画の路線変更について、ちょっと御説明をお願いしたいと思います。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

1回目の御答弁で先ほどの御質問はお答えをさせていただいたかと思うんですが、再度御質問でございますので、再度お答えをさせていただきます。

本地区を取り巻く社会情勢、経済情勢が変化をしたため、当初計画に示してあった工期、事業費、路線について計画変更が平成20年度にするということで決定がされました。その結果、最も事業費の面におきまして、コスト的に効率のよい路線に変更がされるということで、これは先ほど申し上げましたが、議員もお持ちの平成19年6月21日の全協にお示しした形になったということでございますので、よろしく願いをいたします。

#### ○9番（田中秀彦君）

部長答弁ですが、ちょっと私も理解がわかったような、またわからんような、理解ができないわけなんです、またこれは時間もありませんから後からお聞きに行きます。

それと、3番目の本市の救急体制でございますが、日ごろ本当に救急隊の方とか、消防署の方には御尽力をいただいておりますが、きのうたまたま新聞で皆さんに配布しました救急隊は、一体全国ではどのくらいかかっておるんだと、救急車到達と平均時間というのは。そうすると、平均7.7分だというようなデータが出ております。それで、消防署の方へ問い合わせをいたしましたら、現時点では平成21年度は8分13秒であるということで、平成19年度は7分27秒であるんですが、20年は8分3秒、だんだん少しずつおくれておるわけですが、この理由と、それからもう一つは、重篤患者といいますと、このデータからいきますと、本当に1分1秒争う状況であるわけなんです、要するに救急救命士、いわゆるAEDを使って心臓がとまった人の心臓を動かすというようなことが必要だと思うんですが、それに対して、救急救命士というのは何名見えるのかということをお教えください。

#### ○消防長（水野仁司君）

まず、通信が通報を受けてから現場へ到着するまでの時間、これが前年と比較しますとかなりといても30秒ぐらいですか、延びているのはどういうことかというお尋ねかと思えますけれども、これにつきましてはしっかりとこれ分析しないことには、なぜかという確たる理由はなかなか出しにくいと思えます。例えば、その年によっていわゆる出動区域が近いところへ出動した回数と遠いところへ出動した回数、これに差異があれば当然現場へ到着する時間というのは違ってきます。そういったことを含めて、今なぜかと言われても申し上げにくいと思えます。

それから、救急救命士の人数ですけれども、15名でございます。ただ、今救命士が現場で救急活動をやっている人数がすべて15人かといいますと、3名につきましては現場を離れておりますので、今現在は12名でございます。以上でございます。

#### ○9番（田中秀彦君）

救急救命士の15名で、実働は12名であるということはお聞きしたんですが、俗に言う重篤患者で心肺停止状態の人を救うためには、要するにそれを除細動ないし人工呼吸とかその他で戻さなきゃいかんと。それでなければ蘇生しないし、あるいは蘇生したとしても後遺症が残って、非常に後々家族あるいは社会が大きな負担を背負うということになるわけですし、この救急の中にお医者さんというのは同乗しておるわけですか、ちょっとお尋ねいたします。

また、救急救命士が心臓マッサージ、その他でやれるということでございますか、それもちよっとお聞きしたいと思えます。

#### ○消防長（水野仁司君）

救急車で出動する隊員につきましては、私どもの消防本部につきましてはすべて消防職員でございます。医師は同乗しておりません。

また、当然その隊員が心臓マッサージとか、そういった蘇生処置を行いますので、救急隊員がそういった医療行為を行うということでございます。

#### ○9番（田中秀彦君）

そうしますと、医者は同乗しないけれども、救急救命士が心臓の除細動、その他で心臓を動かしたり、何かということで病院へ連れて行くと。医療行為は行っているということですね。

#### ○消防長（水野仁司君）

そのとおりでございます。

#### ○9番（田中秀彦君）

最後に市長にお尋ねしたいのは、斎場建設、これに対して私は予定どおり進めるのかどうかということについて、再度きちっとお聞きをして、終わりたいと思えます。

#### ○市長（八木忠男君）

御質問の中でも過去のこの経緯、いきさつなどもお示ししていただきました。本当に多くの皆さんの御協力やら御理解をいただいて今日があるわけでありまして、担当が申しあげましたとおり、少しおくれておりますけれども、計画どおりできるだけ早く市民に喜んでいただける施設をつくってまいりたいと思っております。

○議長（加賀 博君）

これにて9番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

ここでお諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会と決しました。

なお、11日は午前10時より開議し、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会といたします。御苦労さまでした。

午後5時45分 散会

